目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞
申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、
申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞
100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　　：マネックス証券株式会社
　　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立　　：1999 年 5 月
・資本金　　：12,200 百万円
・主な事業　　：金融商品取引業
・加入協会　　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　　一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先　　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　　お客様ダイヤル　　：0120-846-365（通話料無料）
　　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

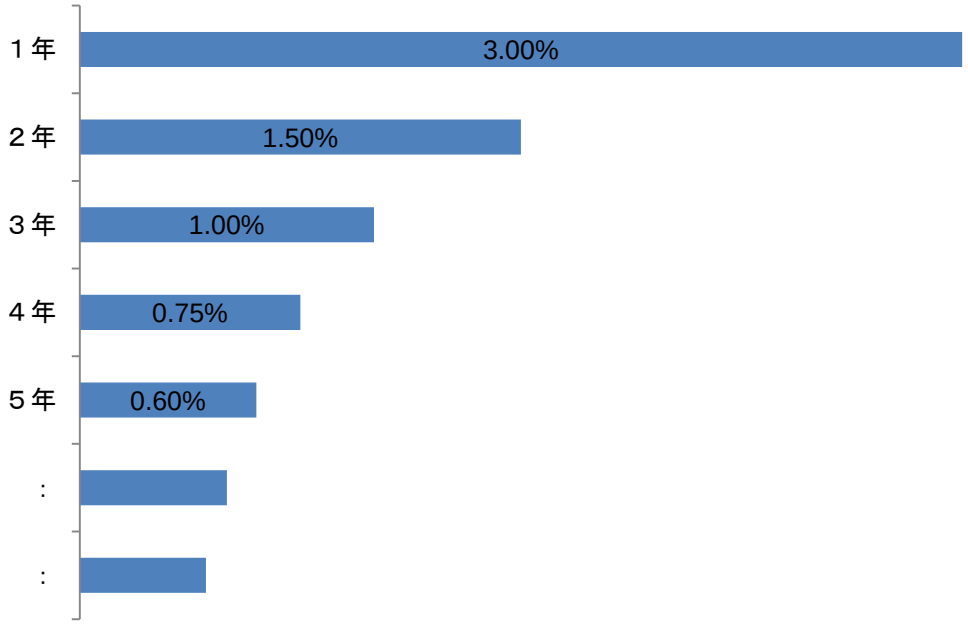

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

iシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド
追加型投信／海外／債券／インデックス型

i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）
追加型投信／海外／債券／インデックス型

BLACKROCK®

投資信託説明書（交付目論見書）　2018年2月3日
※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）は2018年4月27日をもって信託を終了（繰上償還）することを予定として、書面決議手続きを行なっております。ご購入に際しては、後述の「追加的記載事項」をお読みいただき、十分にご確認いただいた上でお申込みくださいますようお願い申し上げます。

■iシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンドおよびi-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（以下「当ファンド」、「ファンド」または「各ファンド」といいます。また、「iシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」を「為替ヘッジなし」、「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2017年11月2日に関東財務局長に提出しており、2017年11月3日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を2018年2月2日に関東財務局長に提出しております。
■当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書（請求目論見書）は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
■当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。
■商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。
※2018年2月3日付で「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）」のファンド名称を「iシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」に変更しました。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型投信	海外	債券	インデックス型	その他資産（投資信託証券（債券・公債））	年1回	グローバル（日本を除く）	ファミリー・ファンド	<為替ヘッジあり>あり（フルヘッジ）<為替ヘッジなし>なし	その他*

*（<為替ヘッジあり>シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）　<為替ヘッジなし>シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）にてご覧いただけます。

委託会社（ファンドの運用の指図を行なう者）

ブラックロック・ジャパン株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第375号
設立年月日:1988年3月11日　資本金:24億3,500万円　運用する投資信託財産の合計純資産総額:5兆2,001億円（2017年7月31日現在）
<当ファンドの詳細情報の照会先>
当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。
電話番号:03-6703-4300（受付時間　営業日の9:00～17:00）　ホームページアドレス:www.blackrock.com/jp/

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行なう者）

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

ファンドの特色

1 日本を除く先進国の国債等を主要投資対象として、シティ世界国債インデックス（除く日本）に連動する運用成果を目指します。

為替ヘッジあり	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）
為替ヘッジなし	シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）*

*シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、委託会社がシティ世界国債インデックス（除く日本）に為替（株式会社三菱東京UFJ銀行仲値）を乗じて算出したものです。

■ 連動を目指す対象指数（ベンチマーク）の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

※上記のベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

■ 先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

■ 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ブラックロック・グループが運用するETF等）への投資を行なう場合があります。対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。

※有価証券の貸付を行なう場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

2 外貨建資産の為替ヘッジについては、以下の通りとします。

為替ヘッジあり	原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
為替ヘッジなし	原則として為替ヘッジを行ないません。

■「シティ世界国債インデックス（除く日本）」の著作権などについて

当ファンドは、シティグループ・インデックスLLC（以下、シティグループ・インデックス）またはその関係会社（以下、総称して、シティグループ）によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。シティグループ・インデックスは、当ファンドの所有者、所有者となる可能性のある者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品への投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。シティグループ・インデックスのブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、シティグループが有する特定の情報、データおよび登録商標についての利用許諾を与えるものです。シティグループ・インデックスは、当該インデックスに関する決定、作成および計算について、ブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドを考慮しません。シティグループ・インデックスは、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者あるいは所有者となる可能性のある者の要望等を考慮しません。シティグループ・インデックスは当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。シティグループ・インデックスは、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。シティグループ・インデックスは、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、当該インデックスに係る口頭や書面のコミュニケーション（電子媒体を含む）を含む一切の情報伝達に関して、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。シティグループは、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者あるいは所有者となる可能性のある者、またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。シティグループは、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行ないません。上記に関わらず、契約、不法行為、無過失責任などの別を問わずに生じる直接的、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、シティグループが責任を負いません。Copyright © シティグループ・インデックスLLC. All rights reserved. CITIGROUPは、世界中で使用・登録されるシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標であり、ブラックロック・ジャパン株式会社が利用許諾に基づき特定の目的において使用します。シティグループ・インデックス LLC の書面による事前の許可がある場合を除き、シティグループ・インデックスの提供するデータおよび情報を複製することは、その形態の別を問わず一切禁止されています。

運用プロセス（ブラックロックのインデックス運用のプロセス）

（イメージ図）

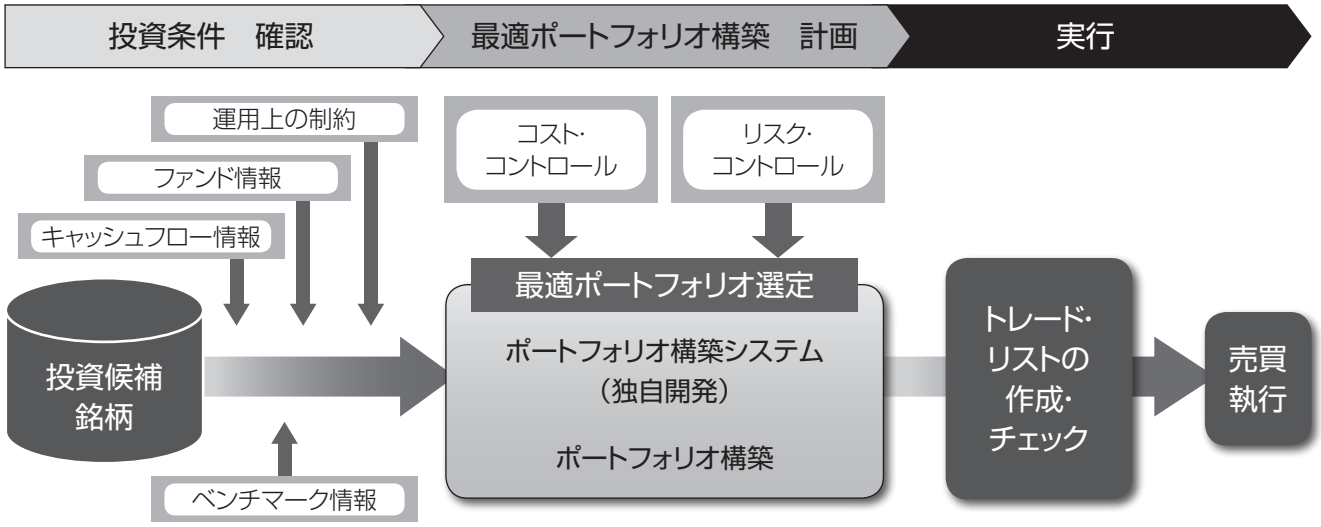

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは先進国債券インデックス・マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。

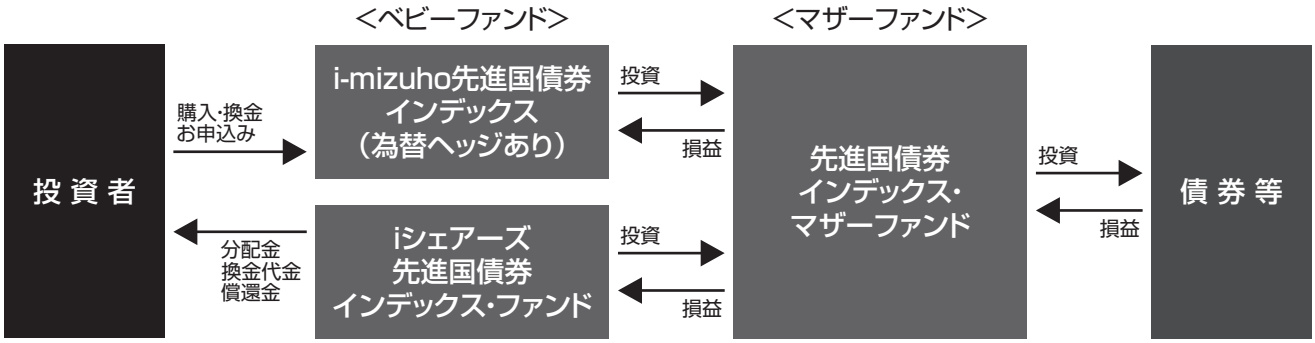

主な投資制限

■ 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
■ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年1回の毎決算時（原則として8月2日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

■ 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。
■ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行なわないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
■ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。
「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ･コストがかかります。
「為替ヘッジなし」は、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー･リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治･経済事情、通貨･資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

先物･オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

◆ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

◆収益分配金に関する留意点
・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2012年8月～2017年7月）

（為替ヘッジあり）

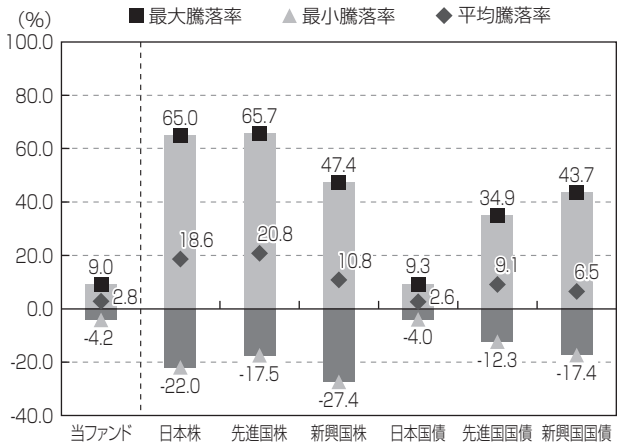

（為替ヘッジなし）

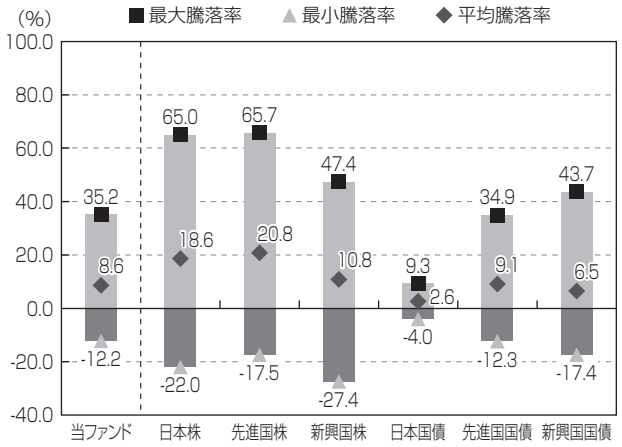

※上記グラフは2012年8月～2017年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは設定日が2013年9月12日のため、設定前の期間のデータは、ベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数（配当込み）
先進国株…… MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株…… MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…… NOMURA－BPI国債
先進国国債… シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2012年8月～2017年7月）

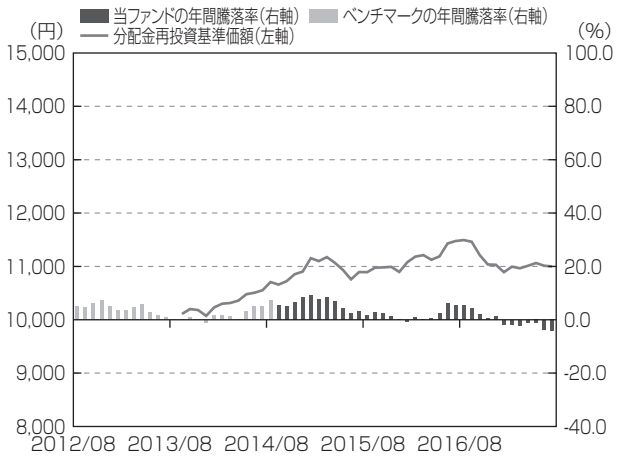

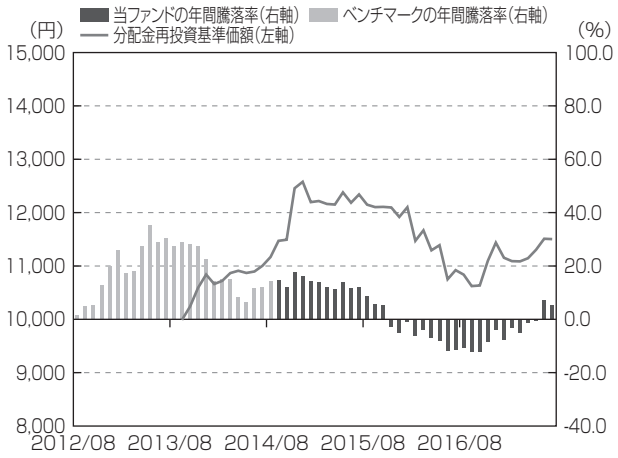

※上記グラフは2012年8月～2017年7月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、設定前の期間については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績ではありません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（配当込み）の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA－BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA－BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA－BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

運用実績

2017年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

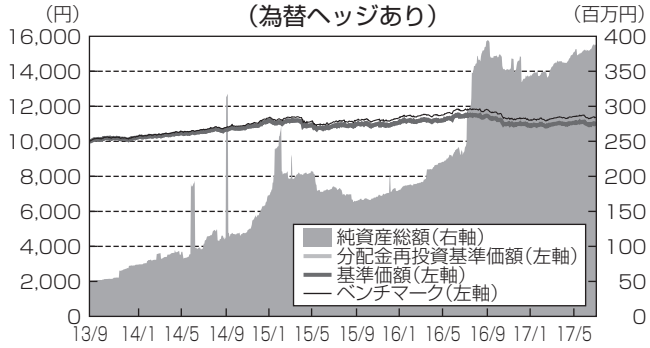

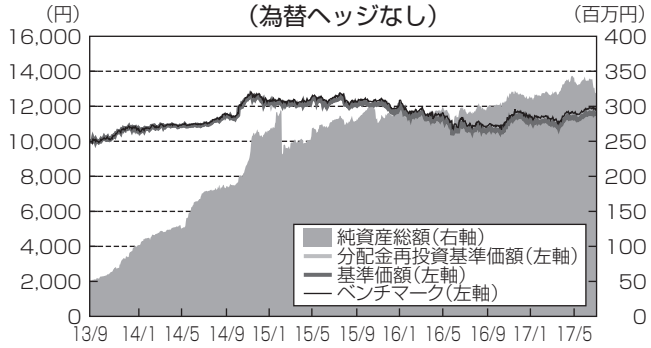

※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

	第1期 2014年8月	第2期 2015年8月	第3期 2016年8月	設定来累計
（為替ヘッジあり）	0円	0円	0円	0円
（為替ヘッジなし）	0円	0円	0円	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄（%）

	銘柄名	種別	国	比率
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2020/04/30	国債	アメリカ	2.3
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2020/06/30	国債	アメリカ	2.2
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2024/02/29	国債	アメリカ	1.9
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2019/04/30	国債	アメリカ	1.8
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/09/30	国債	アメリカ	1.7
6	FRANCE O.A.T. 5.5%	国債	フランス	1.4
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/01/31	国債	アメリカ	1.4
8	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3% 2020/7/4	国債	ドイツ	1.4
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2019/05/31	国債	アメリカ	1.2
10	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/02/25	国債	フランス	1.2

国別構成比率（%）

国名	比率
米国	42.6
フランス	10.1
イタリア	9.7
ドイツ	7.2
英国	7.0
その他	22.1
キャッシュ等	1.2
合計	100.0

通貨別構成比率（%）

通貨名	比率
米国・ドル	42.9
ユーロ	41.0
英国・ポンド	7.1
オーストラリア・ドル	2.2
カナダ・ドル	2.1
その他	4.7
合計	100.0

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。通貨別構成比率は実質為替組入比率を表示しています。

年間収益率の推移

※ 2013年は設定日（9月12日）から年末までのファンドの収益率を表示しています。
※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※ 2007年から2012年はベンチマークの年間収益率を表示しています。

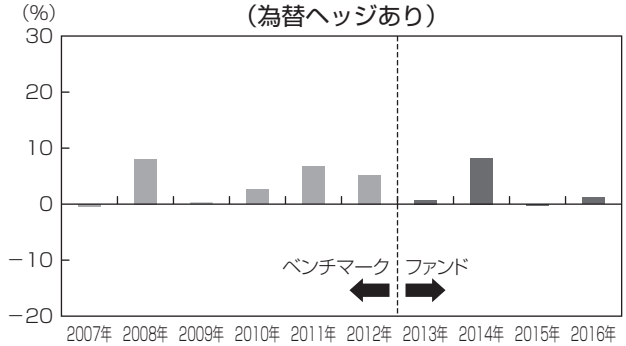

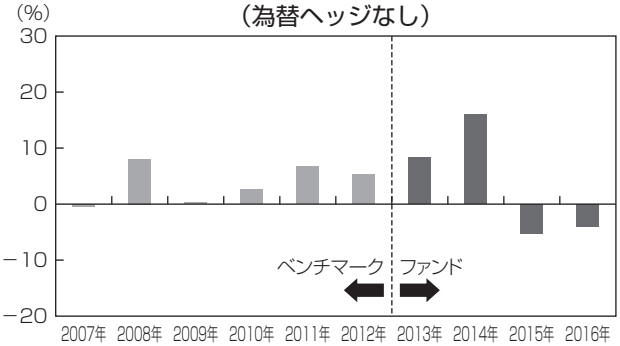

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続･手数料等

お申込みメモ

購入単位	分配金の受取方法により、<一般コース>と<累積投資コース>の2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは、販売会社によって異なります。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2017年11月3日から2018年5月2日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。
購入･換金申込受付不可日	以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入･換金は受付けません。 ･ニューヨークの銀行の休業日　　･ロンドンの銀行の休業日
購入･換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入･換金の受付を中止･取消しする場合があります。
信託期間	無期限（設定日:2013年9月12日） ※i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）については、信託終了（繰上償還）が決定した場合には、2018年4月27日までとなります。
繰上償還	各ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。
決算日	8月2日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 <累積投資コース>を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、各ファンド3兆円とします。 ※信託金限度額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。
公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="4">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="3">ありません。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="3">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th><th>（各費用の詳細）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用
（信託報酬）

為替ヘッジあり</td><td colspan="2">ファンドの純資産総額に対して年0.6156%（税抜0.57%）の率を乗じて得た額
※運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払われます。</td><td>運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用の配分</td><td>（委託会社）</td><td>年0.2916%
（税抜0.27%）</td><td>ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価</td></tr>
<tr><td>（販売会社）</td><td>年0.2916%
（税抜0.27%）</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>（受託会社）</td><td>年0.0324%
（税抜0.03%）</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用
（信託報酬）

為替ヘッジなし</td><td colspan="2">ファンドの純資産総額に対して年0.351%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額
※運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払われます。</td><td>運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用の配分</td><td>（委託会社）</td><td>年0.162%
（税抜0.150%）</td><td>ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価</td></tr>
<tr><td>（販売会社）</td><td>年0.162%
（税抜0.150%）</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>（受託会社）</td><td>年0.027%
（税抜0.025%）</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td>その他の費用・
手数料</td><td colspan="2">ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度もしくは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがあります。
また、有価証券の貸付を行なった場合はその都度、信託財産の収益となる品貸料の2分の1相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。
※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</td><td>・ファンドの諸経費：ファンドの財務諸表監査に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等
・売買委託手数料：組入有価証券の売買の際に発生する手数料
・外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</td></tr>
</table>

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
※運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2017年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

＜信託終了（繰上償還）予定について＞

i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）については、受益権の総口数が当該投資信託約款に定められた口数を下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、2018年4月27日をもって信託を終了することを予定として、法令で定められた手続きを行なっております。

つきましては、当ファンドは2018年2月6日時点の受益者の皆様（2018年2月2日までにご購入のお申込みをなされた方を含みます。）を対象に信託終了（繰上償還）に係る書面決議を行ない、2018年3月20日にその可否を決定いたします。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。
可決された場合は、予定通り2018年4月27日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）するため、最終換金申込日は2018年4月20日、最終購入申込日は2018年4月25日となります。なお、最終購入申込日は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行ないません。

書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日の翌日（2018年3月21日）以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス:　www.blackrock.com/jp/

BLACKROCK®

iシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド
i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／インデックス型　※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）
2018 年 2 月 3 日

※本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

１．ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンドおよびi-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2017年11月２日に関東財務局長に提出しており、2017年11月３日にその届出の効力が生じております。また、同法第７条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を2018年２月２日に提出しております。

２．当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。

３．当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発行者名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役会長　井澤　吉幸
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）

ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド

（「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）」、「ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」を総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」、「ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」を「為替ヘッジなし」という場合があります。）

（注）2018年２月３日付で信託約款の変更を行い、「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）」のファンド名称を「ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」に変更します。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、１口当り１円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき３兆円を上限とします。

※上限額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（５）【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）はありません。

（６）【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2017年11月３日から2018年５月２日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（９）【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」で払い込みください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

①　購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

②　日本以外の地域における発行

行いません。

③　購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨークの銀行の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

④　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤　信託終了（繰上償還）予定について

i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）については、受益権の総口数が当該投資信託約款に定められた口数を下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、2018年４月27日をもって信託を終了することを予定として、法令で定められた手続きを行なっております。

つきましては、当ファンドは2018年２月６日時点の受益者の皆様（2018年２月２日までにご購入のお申込みをなされた方を含みます。）を対象に信託終了（繰上償還）に係る書面決議を行ない、2018年３月20日にその可否を決定いたします。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上の賛成をもって可決されます。

可決された場合は、予定通り2018年４月27日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）するため、最終換金申込日は2018年４月20日、最終購入申込日は2018年４月25日となります。なお、最終購入申込日は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行ないません。

書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日の翌日（2018年３月21日）以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス：　www.blackrock.com/jp/

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）」、「ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

（「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）」、「ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」を総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」、「ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」を「為替ヘッジなし」という場合があります。）

② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／債券／インデックス型に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合	インデックス型

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券・公債）） 資産複合 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル（日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	＜為替ヘッジあり＞ あり（フルヘッジ） ＜為替ヘッジなし＞ なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他＊

＊（＜為替ヘッジあり＞シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）　＜為替ヘッジなし＞シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

Ⅱ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（債券・公債））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるものであって、各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
決算頻度による属性区分	年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を除く）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分	その他	日経225およびＴＯＰＩＸに当てはまらない全てのものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③　信託金の限度額は、各ファンド３兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※信託金限度額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。

④　ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

ａ．当ファンドは、日本を除く先進国の国債等を主要投資対象として、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数であるシティ世界国債インデックス（除く日本）に連動する運用成果を目指します。

為替ヘッジあり	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）
為替ヘッジなし	シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）＊

＊シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、委託会社がシティ世界国債インデックス（除く日本）に為替（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行仲値）を乗じて算出したものです。

■　連動を目指す対象指数（ベンチマーク）の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

※　上記のベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

■　効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ブラックロック・グループが運用するＥＴＦ等）への投資を行う場合があります。

■　対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用する場合があります。

■　有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

ｂ．外貨建資産の為替ヘッジについては、以下の通りとします。

為替ヘッジあり	原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
為替ヘッジなし	原則として為替ヘッジを行いません。

ｃ．運用プロセス（ブラックロックのインデックス運用のプロセス）

（イメージ図）

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

ｄ．当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。

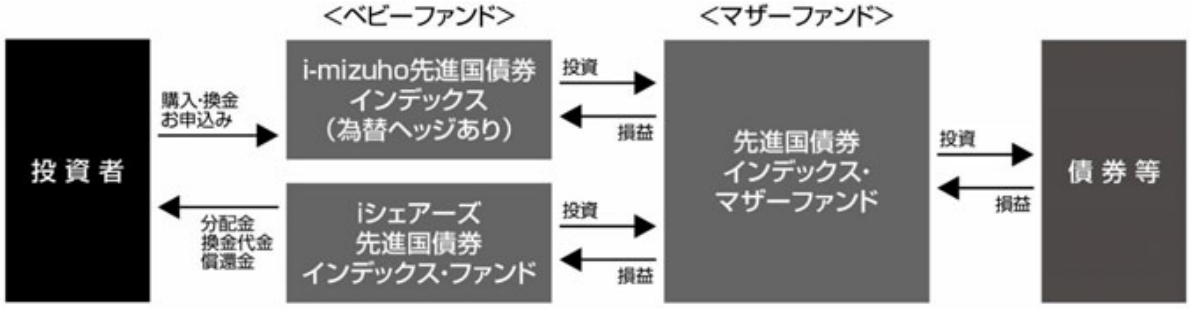

※　ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

■「シティ世界国債インデックス（除く日本）」の著作権などについて

当ファンドは、シティグループ・インデックスLLC（以下、シティグループ・インデックス）またはその関係会社（以下、総称して、シティグループ）によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。シティグループ・インデックスは、当ファンドの所有者、所有者となる可能性のある者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品への投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。シティグループ・インデックスのブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、シティグループが有する特定の情報、データおよび登録商標についての利用許諾を与えるものです。シティグループ・インデックスは、当該インデックスに関する決定、作成および計算について、ブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドを考慮しません。シティグループ・インデックスは、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者あるいは所有者となる可能性のある者の要望等を考慮しません。シティグループ・インデックスは当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。シティグループ・インデックスは、当ファンドの管理、マーケティ

ングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。シティグループ・インデックスは、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、当該インデックスに係る口頭や書面のコミュニケーション（電子媒体を含む）を含む一切の情報伝達に関して、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。シティグループは、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者あるいは所有者となる可能性のある者、またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。シティグループは、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、契約、不法行為、無過失責任などの別を問わずに生じる直接的、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、シティグループが責任を負いません。
Copyright © シティグループ・インデックスLLC. All rights reserved.
CITIGROUPは、世界中で使用・登録されるシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標であり、ブラックロック・ジャパン株式会社が利用許諾に基づき特定の目的において使用します。シティグループ・インデックス LLC の書面による事前の許可がある場合を除き、シティグループ・インデックスの提供するデータおよび情報を複製することは、その形態の別を問わず一切禁止されています。

（２）【ファンドの沿革】

2013年９月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年11月３日	信託期間延長（無期限）
2017年５月３日	マザーファンド名称を「ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド」から「先進国債券インデックス・マザーファンド」に変更
2018年２月３日	「i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）」のファンド名称を「ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

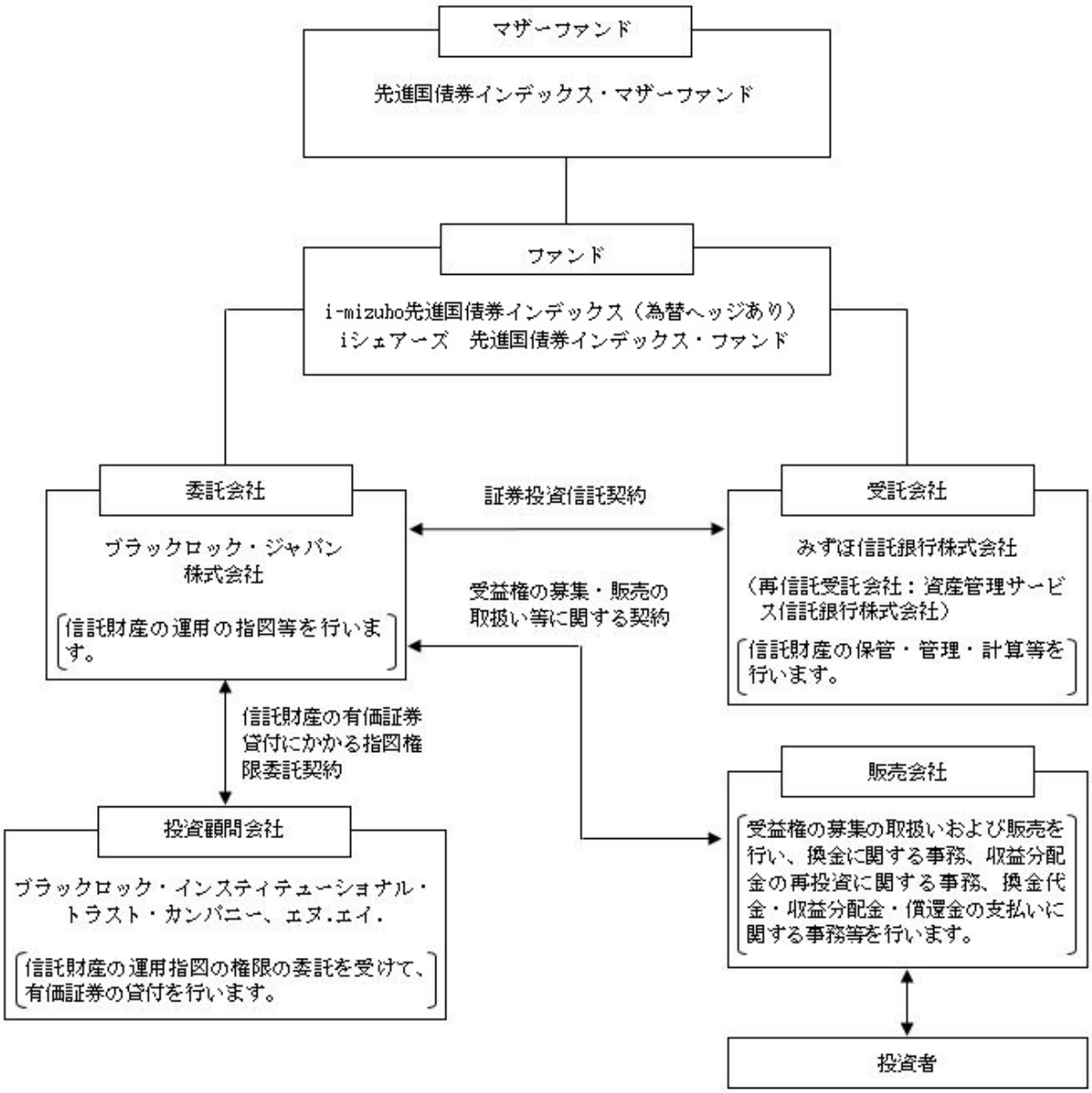

＜契約等の概要＞

ａ．「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

ｂ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

ｃ．「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」

有価証券貸付代理人への有価証券貸付にかかる指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

＜委託会社の概況＞

2017年７月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

ａ．資本金　　2,435百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	10,158株	100％

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース／除く日本、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100％を超える場合があります。

「為替ヘッジあり」

④ 外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

「為替ヘッジなし」

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。また、資産状況によっては上場投資信託証券を活用することがあります。

※委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

＜参考＞　マザーファンドの運用の基本方針

先進国債券インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数(シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）)に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

(２)投資態度

① 日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100％を超える場合があります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30％以下とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

（２）【投資対象】

①　投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権（ａ．およびｄ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ｄ．約束手形

②　投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として先進国債券インデックス・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券または新株引受権証書

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

ｈ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

ｉ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

ｊ．コマーシャル・ペーパー

ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｍ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

ｎ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものを

いい、有価証券に係るものに限ります。）

ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｓ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ｔ．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

ｕ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｖ．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、ａ．の証券または証書、ｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂ．からｆ．までの証券およびｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちｂ．からｆ．までの証券の性質を有するもの、およびｎ．のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、ｍ．の証券およびｎ．の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

③　投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

①　ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

②　ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③　当ファンドの運用は、定量債券運用部（６名程度）が担当いたします。

ブラックロックの定量債券運用スタイルの特徴

・特色ある投資哲学

当運用は「投資は科学である」という運用哲学に基づき、個人の恣意性が極力排除された独自開発の計量モデル主導の運用であるため、一貫性、透明性、客観性、再現性に優れた投資判断が可能となっています。

「リターン」「リスク」「コスト」を包括的に管理する「トータル・パフォーマンス・マネジメント」を提唱し、常にリターン、リスク、コストの最適バランスを考え、投資効率を最大化することを投資の最終目的としています。

・ブラックロック独自のリサーチ

ブラックロック独自のリサーチへのこだわりは、ブラックロック定量債券運用の根幹をなすものです。ブラックロックのリサーチは、最新のＩＴを駆使して債券運用における投資判断に重要な役割を果たします。また、海外の拠点にモデルや分析ツールの開発を行う専門家を多数配しています。

・テクノロジー

統合トレード・プロセシング・システムやリスク分析システムなど、ブラックロックでは高度なＩＴがいたるところに活用されています。ブラックロック独自のシステムは、体系的にかつ一貫性をもった形で大量の情報データを処理することが可能であり、広大な債券市場の中から投資機会を早急にかつ効率的に見つけることに役立っています。

・リスク・コントロール

ブラックロックのリスク・マネジメント・システムは、ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオのリスクを詳細に把握し、急激な市場変動時においても即座にポートフォリオを修正することを可能としています。

・取引コストの管理

ブラックロックは、トレーディング専門チームを置き、取引コストの低減にも多大な注意を払っています。

※　運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約5.69兆ドル*（約639兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。

＊　2017年６月末現在。（円換算レートは１ドル＝112.36円を使用）

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

年１回の毎決算時（８月２日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

ａ．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

ｂ．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｃ．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　収益の分配

ａ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③　収益分配金の支払い

ａ．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b．時効

投資者が、a．(a)に規定する支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

① 各ファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合*は、取得時において信託財産の純資産総額の30％以下とします。

＊ 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

d．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e．上場投資信託証券への投資制限

上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

f．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｇ．投資する投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への投資制限

投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ｈ．信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ｉ．先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｊ．スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属すると

みなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．有価証券の貸付の指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m．公社債の空売りの指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財

産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ｎ．公社債の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

ｏ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ｐ．資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｑ．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｒ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

② 投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

ａ．金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｂ．信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｃ．為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。

「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

「為替ヘッジなし」は、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｄ．カントリー・リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｅ．デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ベンチマークとする指数に関する留意点

ａ．ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主としてファンドの信託報酬、ファンドの取引費用、ファンドの組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

ｂ．指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して整合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エラーのリスク）にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

③ ファンド運営上のリスク

ａ．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

ｂ．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

ｃ．ファンドの繰上償還

各ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

ｄ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

ｅ．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※　リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2012年8月～2017年7月）

（為替ヘッジあり）

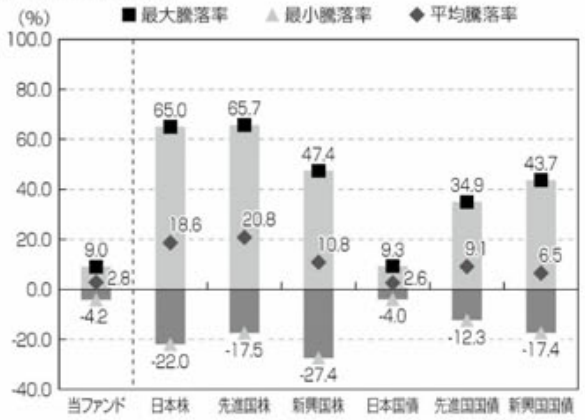

（為替ヘッジなし）

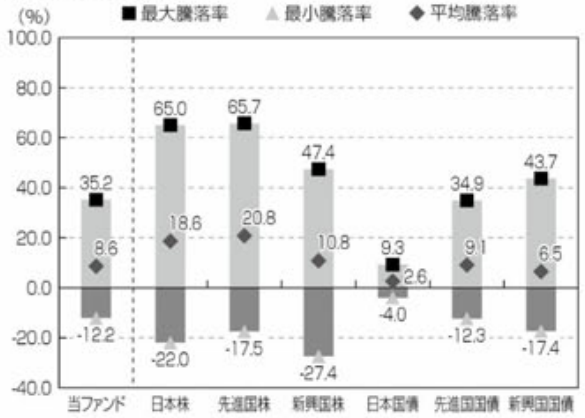

※上記グラフは2012年8月～2017年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは設定日が2013年9月12日のため、設定前の期間のデータは、ベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数（配当込み）
先進国株…… MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株…… MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…… NOMURA－BPI国債
先進国国債… シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2012年8月～2017年7月）

※上記グラフは2012年8月～2017年7月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、設定前の期間については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績ではありません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（配当込み）の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA－BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA－BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA－BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額

＜為替ヘッジあり＞

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.6156％（税抜0.57％）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.2916％ （税抜0.27％）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.2916％ （税抜0.27％）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0324％ （税抜0.03％）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

＜為替ヘッジなし＞

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.351％（税抜0.325％）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.162％ （税抜0.150％）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.162％ （税抜0.150％）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.027％ （税抜0.025％）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。

信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息はその都度、信託財産の管理・運営に係る諸費用（信託財産の財務諸表の監査費用等ならびに当該費用に係る消費税等相当額を含みます。）（以下「諸経費」といいます。）は毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用*等は、その都度、信託財産中より支弁します。

＊海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

④ 投資する上場投資信託証券等に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途当該上場投資信託証券等から支払われます。

⑤ 有価証券の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料に50％を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

ａ．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

ｂ．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

ａ．個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

ｂ．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、ａ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ｂ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

ａ．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315％（所得税15.315％、地方税５％））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※ 少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」がご利用になれます。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、ＮＩＳＡの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ｂ．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記は2017年７月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下の運用状況は2017年７月末現在のものです。

「i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		385,210,558	98.99
	内　日本	385,210,558	98.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,917,386	1.01
純資産総額		389,127,944	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	325,787,008	1.1108	361,912,052	1.1824	385,210,558	98.99

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.99

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2017年７月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１期(2014年８月４日)	108,978,961	(同左)	1.0560	(同左)
第２期(2015年８月３日)	184,396,547	(同左)	1.0925	(同左)
第３期(2016年８月２日)	243,887,367	(同左)	1.1490	(同左)
第４期(2017年８月２日)	391,610,647	(同左)	1.1037	(同左)
2016年７月末現在	241,108,974	－	1.1476	－
2016年８月末現在	361,295,302	－	1.1493	－
2016年９月末現在	394,522,425	－	1.1463	－
2016年10月末現在	370,041,506	－	1.1211	－
2016年11月末現在	353,238,738	－	1.1036	－
2016年12月末現在	371,710,959	－	1.1030	－
2017年１月末現在	342,478,270	－	1.0892	－
2017年２月末現在	345,156,949	－	1.0994	－
2017年３月末現在	357,003,470	－	1.0965	－
2017年４月末現在	362,404,687	－	1.1012	－
2017年５月末現在	377,064,389	－	1.1063	－
2017年６月末現在	379,277,531	－	1.1012	－
2017年７月末現在	389,127,944	－	1.0999	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第１期	－
第２期	－
第３期	－
第４期	－

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第１期	5.6
第２期	3.5
第３期	5.2
第４期	△3.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第１期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（１万口当たり）として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第１期	246,082,465	142,881,401	103,201,064
第２期	468,419,925	402,842,819	168,778,170
第３期	144,569,535	101,080,334	212,267,371
第４期	331,532,879	188,982,719	354,817,531

「i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）」

(1)投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		318,607,304	100.37
	内　日本	318,607,304	100.37
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△1,159,926	△0.37
純資産総額		317,447,378	100.00

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	269,458,140	1.1087	298,749,265	1.1824	318,607,304	100.37

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.37

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

①純資産の推移

2017年７月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１期(2014年８月４日)	178,821,366	(同左)	1.0989	(同左)
第２期(2015年８月３日)	282,017,596	(同左)	1.2390	(同左)
第３期(2016年８月２日)	291,603,901	(同左)	1.0766	(同左)
第４期(2017年８月２日)	321,799,916	(同左)	1.1578	(同左)
2016年７月末現在	295,656,220	－	1.0922	－
2016年８月末現在	299,082,787	－	1.0836	－
2016年９月末現在	298,783,781	－	1.0623	－
2016年10月末現在	301,589,573	－	1.0633	－
2016年11月末現在	314,988,899	－	1.1096	－
2016年12月末現在	317,703,266	－	1.1436	－
2017年１月末現在	311,685,943	－	1.1155	－
2017年２月末現在	315,137,054	－	1.1090	－
2017年３月末現在	321,525,047	－	1.1086	－
2017年４月末現在	331,228,355	－	1.1145	－
2017年５月末現在	341,037,724	－	1.1305	－
2017年６月末現在	336,452,089	－	1.1510	－
2017年７月末現在	317,447,378	－	1.1502	－

②分配の推移

	１口当たりの分配金(円)
第１期	－
第２期	－
第３期	－
第４期	－

③収益率の推移

	収益率(%)
第１期	9.9
第２期	12.7
第３期	△13.1
第４期	7.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第１期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（１万口当たり）として計算しています。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第１期	189,072,160	26,344,585	162,727,575
第２期	207,848,327	142,953,398	227,622,504
第３期	138,151,297	94,929,967	270,843,834
第４期	88,203,980	81,107,207	277,940,607

（参考情報）

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		6,687,583,504	98.76
	内　アメリカ	2,885,681,427	42.61
	内　フランス	682,191,948	10.07
	内　イタリア	659,222,849	9.73
	内　ドイツ	485,258,024	7.17
	内　イギリス	476,978,549	7.04
	内　スペイン	385,200,319	5.69
	内　ベルギー	167,218,808	2.47
	内　オランダ	151,980,340	2.24
	内　オーストラリア	146,905,096	2.17
	内　カナダ	140,078,702	2.07
	内　オーストリア	103,627,984	1.53
	内　メキシコ	57,620,653	0.85
	内　アイルランド	55,931,309	0.83
	内　ポーランド	45,503,048	0.67
	内　フィンランド	42,307,354	0.62
	内　デンマーク	41,915,777	0.62
	内　南アフリカ	35,941,998	0.53
	内　マレーシア	35,344,017	0.52
	内　スウェーデン	34,040,155	0.50
	内　シンガポール	21,619,806	0.32
	内　ノルウェー	19,554,946	0.29
	内　スイス	13,460,395	0.20
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		84,216,644	1.24
純資産総額		6,771,800,148	100.00

（注）　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2020/04/30	アメリカ	2020/4/30	1.375000	国債証券	154,490,000	99.71	154,055,756	99.75	154,109,954	2.28
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2020/06/30	アメリカ	2020/6/30	1.625000	国債証券	148,972,500	100.42	149,605,107	100.35	149,496,883	2.21
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2024/02/29	アメリカ	2024/2/29	2.125000	国債証券	126,350,750	100.91	127,510,169	100.40	126,858,680	1.87
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2019/04/30	アメリカ	2019/4/30	1.250000	国債証券	121,385,000	99.79	121,133,898	99.84	121,190,784	1.79
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/09/30	アメリカ	2021/9/30	2.125000	国債証券	110,350,000	101.49	112,004,871	101.58	112,100,151	1.66
6	FRANCE O.A.T. 5.5%	フランス	2029/4/25	5.500000	国債証券	62,491,300	154.77	96,721,700	150.35	93,960,043	1.39
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/01/31	アメリカ	2021/1/31	2.125000	国債証券	91,590,500	101.50	92,966,020	101.71	93,157,613	1.38
8	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3% 2020/7/4	ドイツ	2020/7/4	3.000000	国債証券	82,846,350	111.52	92,390,887	110.55	91,593,267	1.35
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2019/05/31	アメリカ	2019/5/31	1.500000	国債証券	81,659,000	100.31	81,914,321	100.28	81,894,994	1.21
10	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/02/25	フランス	2020/2/25	－	国債証券	80,383,000	101.04	81,226,561	101.13	81,296,954	1.20
11	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2026/4/25	フランス	2026/4/25	3.500000	国債証券	63,009,900	126.22	79,536,543	124.69	78,569,564	1.16
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/06/30	アメリカ	2021/6/30	2.125000	国債証券	77,245,000	101.55	78,446,048	101.67	78,536,536	1.16
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2023/05/15	アメリカ	2023/5/15	1.750000	国債証券	76,693,250	99.08	75,993,773	98.79	75,770,630	1.12
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2019/5/15	アメリカ	2019/5/15	3.125000	国債証券	72,168,900	103.90	74,985,833	103.15	74,446,550	1.10

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2021/03/31	アメリカ	2021/3/31	1.250000	国債証券	71,727,500	98.57	70,704,942	98.58	70,710,404	1.04
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2022/06/30	アメリカ	2022/6/30	2.125000	国債証券	66,210,000	101.68	67,326,962	101.36	67,112,442	0.99
17	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.5% 2022/11/01	イタリア	2022/11/1	5.500000	国債証券	53,804,750	124.35	66,906,725	122.97	66,164,239	0.98
18	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2023/08/15	アメリカ	2023/8/15	2.500000	国債証券	62,016,700	102.56	63,604,518	102.91	63,823,866	0.94
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1% 2019/03/15	アメリカ	2019/3/15	1.000000	国債証券	60,692,500	99.55	60,422,331	99.48	60,377,505	0.89
20	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	2034/8/1	5.000000	国債証券	46,155,400	130.19	60,092,572	130.26	60,125,254	0.89
21	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	フランス	2023/10/25	4.250000	国債証券	46,674,000	127.19	59,365,114	125.59	58,620,210	0.87
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.75% 2019/07/15	アメリカ	2019/7/15	0.750000	国債証券	59,037,250	98.71	58,276,321	98.83	58,347,694	0.86
23	SPANISH GOV'T 4.65%	スペイン	2025/7/30	4.650000	国債証券	46,025,750	127.90	58,869,481	126.66	58,297,595	0.86
24	FRANCE O.A.T. 5.75%	フランス	2032/10/25	5.750000	国債証券	35,394,450	165.00	58,402,715	163.08	57,722,684	0.85
25	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2026/05/15	アメリカ	2026/5/15	1.625000	国債証券	60,692,500	95.77	58,128,493	95.03	57,679,117	0.85
26	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1	イタリア	2021/9/1	4.750000	国債証券	49,267,000	117.69	57,983,317	116.91	57,601,498	0.85
27	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2020/8/15	アメリカ	2020/8/15	2.625000	国債証券	55,726,750	103.54	57,700,901	103.27	57,550,686	0.85
28	SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2028/10/31	スペイン	2028/10/31	5.150000	国債証券	42,654,850	136.55	58,247,715	134.83	57,514,093	0.85
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2040/11/15	アメリカ	2040/11/15	4.250000	国債証券	45,243,500	127.69	57,775,876	124.83	56,481,985	0.83
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2043/05/15	アメリカ	2043/5/15	2.875000	国債証券	55,947,450	100.73	56,361,122	100.06	55,982,696	0.83

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.76

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（参考情報）

運用実績

2017年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

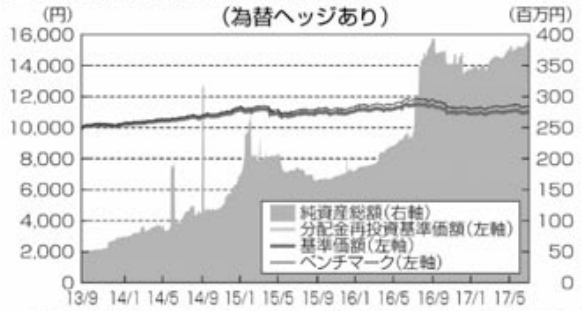

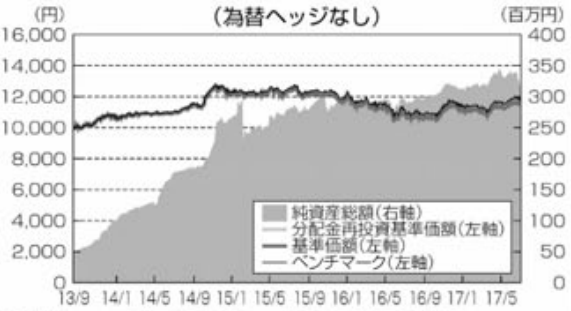

※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

	第1期 2014年8月	第2期 2015年8月	第3期 2016年8月	設定来累計
（為替ヘッジあり）	0円	0円	0円	0円
（為替ヘッジなし）	0円	0円	0円	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	種別	国	比率
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2020/04/30	国債	アメリカ	2.3
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2020/06/30	国債	アメリカ	2.2
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2024/02/29	国債	アメリカ	1.9
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2019/04/30	国債	アメリカ	1.8
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/09/30	国債	アメリカ	1.7
6	FRANCE O.A.T. 5.5%	国債	フランス	1.4
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/01/31	国債	アメリカ	1.4
8	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3% 2020/7/4	国債	ドイツ	1.4
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2019/05/31	国債	アメリカ	1.2
10	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/02/25	国債	フランス	1.2

国別構成比率(%)

国名	比率
米国	42.6
フランス	10.1
イタリア	9.7
ドイツ	7.2
英国	7.0
その他	22.1
キャッシュ等	1.2
合計	100.0

通貨別構成比率(%)

通貨名	比率
米国ドル	42.9
ユーロ	41.0
英国ポンド	7.1
オーストラリアドル	2.2
カナダドル	2.1
その他	4.7
合計	100.0

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。通貨別構成比率は実質為替組入比率を表示しています。

年間収益率の推移

※ 2013年は設定日(9月12日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※ 2007年から2012年はベンチマークの年間収益率を表示しています。

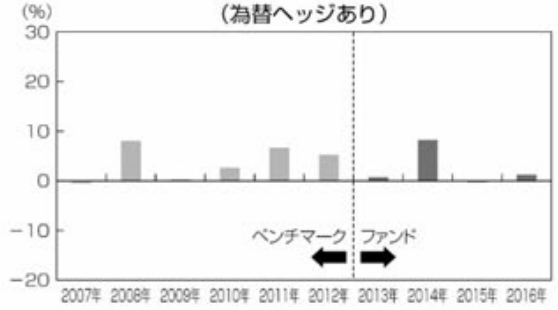

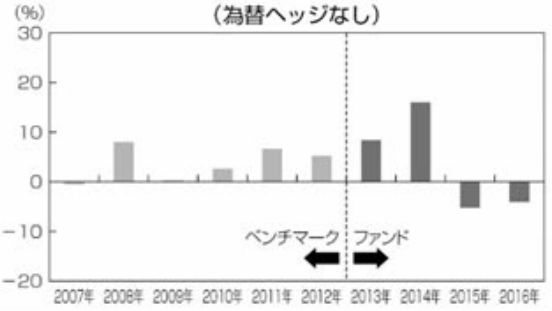

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後３時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨークの銀行の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

(7) 購入時手数料

ありません。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

⑴ 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後３時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

⑵ 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑶ 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨークの銀行の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

⑷ 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

⑸ 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。

⑹ 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して５営業日目から販売会社においてお支払いします。

⑺ 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（１万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（１万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「ｉｍ先債へ有」、「ｉＳ先進債Ｆ」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年８月３日から翌年８月２日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①　ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．ａ．およびｂ．の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｄ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．ｃ．～ｅ．までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｃ．～ｅ．までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

ｇ．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。

ｈ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

ｉ．ｈ．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更ｂ．」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｊ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．～ｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａ．～ｆ．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｈ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはａ．～ｆ．の規定にしたがいます。

③　信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④　運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

⑤　関係法人との契約の更改等に関する手続

ａ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は１年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

ｂ．「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

⑥　公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

＜一般コース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

＜累積投資コース＞

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として５営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第４期計算期間(平成28年８月３日から平成29年８月２日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3)　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「先進国債券インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

独立監査人の監査報告書

平成29年９月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻村和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているi-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）の平成28年８月３日から平成29年８月２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）の平成29年８月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1【財務諸表】

【i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第３期 （平成28年８月２日現在）	第４期 （平成29年８月２日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,226,233	5,776,010
親投資信託受益証券	242,172,056	387,751,696
派生商品評価勘定	598,487	3,351,298
未収入金	735,097	－
流動資産合計	248,731,873	396,879,004
資産合計	248,731,873	396,879,004
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	227	3,729,484
未払金	3,823,722	－
未払解約金	267,540	230,535
未払受託者報酬	33,680	58,541
未払委託者報酬	606,984	1,054,564
その他未払費用	112,353	195,233
流動負債合計	4,844,506	5,268,357
負債合計	4,844,506	5,268,357
純資産の部		
元本等		
元本	212,267,371	354,817,531
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,619,996	36,793,116
（分配準備積立金）	9,073,376	13,486,760
元本等合計	243,887,367	391,610,647
純資産合計	243,887,367	391,610,647
負債純資産合計	248,731,873	396,879,004

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期 （自　平成27年８月４日 至　平成28年８月２日）	第４期 （自　平成28年８月３日 至　平成29年８月２日）
営業収益		
有価証券売買等損益	△25,545,259	31,879,640
為替差損益	37,308,766	△44,075,435
営業収益合計	11,763,507	△12,195,795
営業費用		
受託者報酬	61,842	116,711
委託者報酬	1,114,610	2,102,309
その他費用	217,510	402,779
営業費用合計	1,393,962	2,621,799
営業利益又は営業損失（△）	10,369,545	△14,817,594
経常利益又は経常損失（△）	10,369,545	△14,817,594
当期純利益又は当期純損失（△）	10,369,545	△14,817,594
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,309,803	△6,382,503
期首剰余金又は期首欠損金（△）	15,618,377	31,619,996
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,573,077	40,136,973
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,573,077	40,136,973
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,631,200	26,528,762
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,631,200	26,528,762
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,619,996	36,793,116

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

２　デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第３期 (平成28年８月２日現在)	第４期 (平成29年８月２日現在)
１　当該計算期間の末日における受益権総数	212,267,371口	354,817,531口
２　１口当たり純資産額	1.1490円	1.1037円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第３期 (自　平成27年８月４日 至　平成28年８月２日)	第４期 (自　平成28年８月３日 至　平成29年８月２日)
分配金の計算過程	第３期計算期末における、費用控除後の配当等収益（4,820,901円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,189,554円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（13,840,483円）、収益調整金（その他収益調整金）（8,706,137円）、分配準備積立金（2,062,921円）により、分配対象収益は31,619,996円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第４期計算期末における、費用控除後の配当等収益（8,426,922円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（25,530,255円）、分配準備積立金（5,059,838円）により、分配対象収益は39,017,015円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第３期 （平成28年８月２日現在）	第４期 （平成29年８月２日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１　期中元本変動額

項目	第３期 （平成28年８月２日現在）	第４期 （平成29年８月２日現在）
期首元本額	168,778,170円	212,267,371円
期中追加設定元本額	144,569,535円	331,532,879円
期中一部解約元本額	101,080,334円	188,982,719円

２　有価証券関係

第３期（平成28年８月２日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△22,721,165
合計	△22,721,165

第４期（平成29年８月２日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	25,839,644
合計	25,839,644

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区　分	種類	第３期（平成28年８月２日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	南アフリカランド	1,201,944	－	1,195,560	6,384
	アメリカドル	105,631,347	－	105,522,000	109,347
	イギリスポンド	19,982,432	－	19,847,940	134,492
	オーストラリアドル	4,662,534	－	4,620,000	42,534
	カナダドル	5,024,584	－	4,988,160	36,424
	シンガポールドル	914,353	－	914,400	△47
	スイスフラン	530,517	－	529,400	1,117
	スウェーデンクローナ	1,225,157	－	1,215,840	9,317
	デンマーククローネ	1,710,441	－	1,707,180	3,261
	ノルウェークローネ	619,751	－	613,530	6,221
	ポーランドズロチ	1,417,576	－	1,412,100	5,476
	マレーシアリンギット	975,270	－	962,160	13,110
	メキシコペソ	2,105,969	－	2,085,930	20,039
	ユーロ	101,313,665	－	101,103,080	210,585
合計		247,315,540	－	246,717,280	598,260

区　分	種類	第４期（平成29年８月２日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	南アフリカランド	4,181,182	－	4,119,740	61,442
	アメリカドル	338,720,862	－	335,860,420	2,860,442
	イギリスポンド	56,845,993	－	56,885,640	△39,647
	オーストラリアドル	17,060,668	－	17,216,640	△155,972
	カナダドル	16,596,054	－	16,715,340	△119,286
	シンガポールドル	2,931,479	－	2,923,560	7,919
	スイスフラン	1,391,847	－	1,371,780	20,067
	スウェーデンクローナ	3,777,298	－	3,812,160	△34,862
	デンマーククローネ	4,815,248	－	4,858,580	△43,332
	ノルウェークローネ	2,190,136	－	2,226,400	△36,264
	ポーランドズロチ	4,986,780	－	5,021,680	△34,900
	マレーシアリンギット	2,897,328	－	2,885,120	12,208
	メキシコペソ	6,878,467	－	6,858,360	20,107
	ユーロ	319,369,976	－	322,304,630	△2,934,654
	買　建				
	南アフリカランド	2,025,927	－	2,013,440	△12,487
	アメリカドル	168,647,648	－	168,500,920	△146,728
	イギリスポンド	29,720,843	－	29,761,260	40,417
	オーストラリアドル	8,639,873	－	8,617,140	△22,733
	カナダドル	8,474,629	－	8,449,920	△24,709
	シンガポールドル	1,465,360	－	1,462,680	△2,680
	スイスフラン	687,109	－	685,680	△1,429
	スウェーデンクローナ	1,964,479	－	1,959,840	△4,639
	デンマーククローネ	2,382,488	－	2,385,440	2,952
	ノルウェークローネ	1,118,706	－	1,113,600	△5,106
	ポーランドズロチ	2,509,716	－	2,512,480	2,764
	マレーシアリンギット	1,445,696	－	1,442,560	△3,136
	メキシコペソ	3,452,719	－	3,437,280	△15,439
	ユーロ	162,010,981	－	162,242,480	231,499
合計		1,177,189,492	－	1,177,644,770	△378,186

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	先進国債券インデックス・マザーファンド	325,787,008	387,751,696	
親投資信託受益証券　合計		325,787,008	387,751,696	
合計		325,787,008	387,751,696	

（注）　親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年９月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻村和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているi-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）の平成28年８月３日から平成29年８月２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）の平成29年８月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

【i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第３期 （平成28年８月２日現在）	第４期 （平成29年８月２日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	292,640,328	322,972,483
未収入金	6	126,455
流動資産合計	292,640,334	323,098,938
資産合計	292,640,334	323,098,938
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6	126,455
未払受託者報酬	46,371	52,462
未払委託者報酬	835,405	945,133
その他未払費用	154,651	174,972
流動負債合計	1,036,433	1,299,022
負債合計	1,036,433	1,299,022
純資産の部		
元本等		
元本	270,843,834	277,940,607
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	20,760,067	43,859,309
（分配準備積立金）	18,329,665	22,139,729
元本等合計	291,603,901	321,799,916
純資産合計	291,603,901	321,799,916
負債純資産合計	292,640,334	323,098,938

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期 （自　平成27年８月４日 至　平成28年８月２日）	第４期 （自　平成28年８月３日 至　平成29年８月２日）
営業収益		
有価証券売買等損益	△38,022,854	26,248,973
営業収益合計	△38,022,854	26,248,973
営業費用		
受託者報酬	93,064	102,299
委託者報酬	1,676,703	1,842,828
その他費用	310,400	341,165
営業費用合計	2,080,167	2,286,292
営業利益又は営業損失（△）	△40,103,021	23,962,681
経常利益又は経常損失（△）	△40,103,021	23,962,681
当期純利益又は当期純損失（△）	△40,103,021	23,962,681
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,271,463	3,889,111
期首剰余金又は期首欠損金（△）	54,395,092	20,760,067
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,138,813	9,553,230
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,138,813	9,553,230
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,942,280	6,527,558
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,942,280	6,527,558
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	20,760,067	43,859,309

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

２　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第３期 (平成28年８月２日現在)	第４期 (平成29年８月２日現在)
１　当該計算期間の末日における受益権総数	270,843,834口	277,940,607口
２　１口当たり純資産額	1.0766円	1.1578円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第３期 (自　平成27年８月４日 至　平成28年８月２日)	第４期 (自　平成28年８月３日 至　平成29年８月２日)
分配金の計算過程	第３期計算期末における、費用控除後の配当等収益（6,428,404円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（18,135,103円）、分配準備積立金（11,901,261円）により、分配対象収益は36,464,768円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第４期計算期末における、費用控除後の配当等収益（8,330,217円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（17,969,743円）、収益調整金（その他収益調整金）（23,845,008円）、分配準備積立金（13,809,512円）により、分配対象収益は63,954,480円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第３期 （平成28年８月２日現在）	第４期 （平成29年８月２日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１　期中元本変動額

項目	第３期 （平成28年８月２日現在）	第４期 （平成29年８月２日現在）
期首元本額	227,622,504円	270,843,834円
期中追加設定元本額	138,151,297円	88,203,980円
期中一部解約元本額	94,929,967円	81,107,207円

２　有価証券関係

第３期（平成28年８月２日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△34,023,435
合計	△34,023,435

第４期（平成29年８月２日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	21,966,035
合計	21,966,035

３　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	先進国債券インデックス・マザーファンド	271,359,842	322,972,483	
親投資信託受益証券　合計		271,359,842	322,972,483	
合計		271,359,842	322,972,483	

（注）　親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「先進国債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成29年８月２日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(平成29年８月２日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	73,540,122
金銭信託	457,421,396
国債証券	7,171,732,305
派生商品評価勘定	431,416
未収入金	8,901,031
未収利息	31,134,237
前払費用	20,405,087
流動資産合計	7,763,565,594
資産合計	7,763,565,594
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	109,235
未払金	492,040,769
未払解約金	126,455
流動負債合計	492,276,459
負債合計	492,276,459
純資産の部	
元本等	
元本	6,109,346,530
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,161,942,605
元本等合計	7,271,289,135
純資産合計	7,271,289,135
負債純資産合計	7,763,565,594

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年８月２日現在)
１　当該計算日における受益権総数	6,109,346,530口
２　１口当たり純資産額	1.1902円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（平成29年８月２日現在）

1　貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2　時価の算定方法

(1) 有価証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3　デリバティブ取引関係」に記載しております。

(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4　金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

１　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（平成29年８月２日現在）	
同計算期間の期首元本額	4,775,098,925円
同計算期間中の追加設定元本額	8,094,487,104円
同計算期間中の一部解約元本額	6,760,239,499円
同計算期間末日の元本額※	6,109,346,530円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）	325,787,008円
i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）	271,359,842円
みずほインデックス投資戦略ファンド	1,271,548,496円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	4,240,265,336円
ブラックロックＬｉｆｅＰａｔｈファンド２０５５	149,825円
ブラックロックＬｉｆｅＰａｔｈファンド２０４５	131,330円
ブラックロックＬｉｆｅＰａｔｈファンド２０３５	104,693円
合計	6,109,346,530円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（平成29年８月２日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△77,461,314
合計	△77,461,314

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成29年８月２日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ポーランドズロチ	545,354	－	545,238	116
	買建				
	アメリカドル	210,147,945	－	210,461,292	313,347
	イギリスポンド	19,096,088	－	19,140,038	43,950
	オーストラリアドル	11,459,512	－	11,402,674	△56,838
	カナダドル	14,116,246	－	14,090,153	△26,093
	シンガポールドル	1,860,940	－	1,859,553	△1,387
	メキシコペソ	5,175,465	－	5,150,548	△24,917
	ユーロ	182,030,138	－	182,104,141	74,003
合計		444,431,688	－	444,753,637	322,181

(注１)　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注２)　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	南アフリカランド	SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 10.5% 2026/12/21	1,000,000.000	1,119,210.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 7.25% 2020/1/15	110,000.000	109,648.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 7.75% 2023/2/28	425,000.000	420,771.250	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 7% 2031/2/28	200,000.000	165,498.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 8.5% 2037/1/31	1,000,000.000	894,430.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 8% 2030/1/31	180,000.000	164,574.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 8.75% 2044/1/31	480,000.000	429,230.400	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 8.875% 2035/2/28	990,000.000	926,946.900	
	南アフリカランド　小計		4,385,000.000	4,230,308.550 (35,238,470)	
	アメリカドル	US TREASURY N/B 6.5% 2026/11/15	543,000.000	738,289.950	
		UNITED STATES TREASURY 8% 2021/11/15	95,000.000	119,618.300	
		US TREASURY N/B 5.5% 2028/8/15	147,000.000	192,656.730	
		US TREASURY N/B 4.625% 2040/2/15	50,000.000	65,974.500	
		US TREASURY N/B 3.625% 2020/2/15	45,000.000	47,480.400	
		US TREASURY N/B 3.125% 2021/5/15	480,000.000	506,251.200	
		US TREASURY N/B 3.125% 2019/5/15	654,000.000	674,666.400	
		US TREASURY N/B 3.625% 2019/8/15	470,000.000	491,352.100	
		US TREASURY N/B 3.75% 2041/8/15	170,000.000	199,139.700	
		US TREASURY N/B 3.5% 2020/5/15	318,000.000	335,690.340	
		US TREASURY N/B 2.125% 2021/8/15	240,000.000	244,161.600	
		US TREASURY N/B 3.875% 2040/8/15	170,000.000	202,492.100	
		US TREASURY N/B 2.625% 2020/8/15	505,000.000	521,649.850	
		US TREASURY N/B 3.375% 2019/11/15	80,000.000	83,572.000	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	US TREASURY N/B 4.25% 2040/11/15	410,000.000	515,558.600	
		US TREASURY N/B 2.75% 2042/8/15	25,000.000	24,725.500	
		US TREASURY N/B 1.25% 2019/4/30	1,100,000.000	1,098,416.000	
		US TREASURY N/B 3% 2042/5/15	66,000.000	68,356.200	
		US TREASURY N/B 3.125% 2043/2/15	364,000.000	384,504.120	
		US TREASURY N/B 2.75% 2042/11/15	70,000.000	69,146.700	
		US TREASURY N/B 2.875% 2043/5/15	607,000.000	612,760.430	
		US TREASURY N/B 1.75% 2023/5/15	695,000.000	688,161.200	
		US TREASURY N/B 2.5% 2023/8/15	562,000.000	579,562.500	
		US TREASURY N/B 2.125% 2024/3/31	60,000.000	60,349.200	
		US TREASURY N/B 2.5% 2046/2/15	112,000.000	104,138.720	
		US TREASURY N/B 1.625% 2023/5/31	300,000.000	294,927.000	
		US TREASURY N/B 1.25% 2021/3/31	650,000.000	641,342.000	
		US TREASURY N/B 1.5% 2023/3/31	77,000.000	75,309.850	
		US TREASURY N/B 2.125% 2020/8/31	70,000.000	71,266.300	
		US TREASURY N/B 1% 2019/3/15	550,000.000	547,250.000	
		US TREASURY N/B 0.75% 2019/7/15	535,000.000	528,858.200	
		US TREASURY N/B 2.125% 2024/2/29	1,145,000.000	1,152,110.450	
		US TREASURY N/B 2% 2020/9/30	200,000.000	202,852.000	
		US TREASURY N/B 3.75% 2043/11/15	26,000.000	30,555.200	
		US TREASURY N/B 1.5% 2018/12/31	310,000.000	310,812.200	
		US TREASURY N/B 2.125% 2021/1/31	830,000.000	844,881.900	
		US TREASURY N/B 1.5% 2019/1/31	340,000.000	340,941.800	
		US TREASURY N/B 2.75% 2024/2/15	210,000.000	219,441.600	
		US TREASURY N/B 2% 2021/2/28	210,000.000	212,912.700	
		US TREASURY N/B 2.25% 2021/3/31	135,000.000	138,015.900	
		US TREASURY N/B 3.375% 2044/5/15	361,000.000	398,692.010	
		US TREASURY N/B 1.5% 2019/5/31	740,000.000	742,227.400	
		US TREASURY N/B 2.125% 2021/6/30	700,000.000	712,334.000	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	US TREASURY N/B 2.25% 2021/7/31	430,000.000	439,524.500	
		US TREASURY N/B 2.375% 2024/8/15	70,000.000	71,416.100	
		US TREASURY N/B 1.75% 2019/9/30	36,000.000	36,291.240	
		US TREASURY N/B 2.125% 2021/9/30	1,000,000.000	1,016,880.000	
		US TREASURY N/B 1.5% 2019/10/31	250,000.000	250,692.500	
		US TREASURY N/B 3% 2044/11/15	250,000.000	257,910.000	
		US TREASURY N/B 2.25% 2024/11/15	682,000.000	689,031.420	
		US TREASURY N/B 1.5% 2019/11/30	19,000.000	19,047.500	
		US TREASURY N/B 1.5% 2022/1/31	200,000.000	197,796.000	
		US TREASURY N/B 2.5% 2045/2/15	73,000.000	68,129.440	
		US TREASURY N/B 2% 2025/2/15	200,000.000	198,290.000	
		US TREASURY N/B 1.75% 2022/2/28	920,000.000	919,530.800	
		US TREASURY N/B 4.375% 2041/5/15	65,000.000	83,344.950	
		US TREASURY N/B 1.375% 2020/4/30	1,400,000.000	1,396,990.000	
		US TREASURY N/B 2.125% 2025/5/15	365,000.000	364,587.550	
		US TREASURY N/B 3% 2045/5/15	335,000.000	344,996.400	
		US TREASURY N/B 1.625% 2023/4/30	265,000.000	260,693.750	
		US TREASURY N/B 2.25% 2025/11/15	519,000.000	521,735.130	
		US TREASURY N/B 2.25% 2024/1/31	190,000.000	192,724.600	
		US TREASURY N/B 2% 2025/8/15	80,000.000	79,044.000	
		US TREASURY N/B 2.875% 2045/8/15	501,000.000	503,444.880	
		US TREASURY N/B 2.125% 2022/6/30	600,000.000	609,024.000	
		US TREASURY N/B 1.625% 2020/6/30	1,350,000.000	1,355,170.500	
		US TREASURY N/B 0.875% 2019/6/15	450,000.000	446,184.000	
		US TREASURY N/B 0.875% 2019/4/15	210,000.000	208,399.800	
		US TREASURY N/B 2% 2022/11/30	205,000.000	206,361.200	
		US TREASURY N/B 1.5% 2023/2/28	160,000.000	156,587.200	
		US TREASURY N/B 2.5% 2046/5/15	107,000.000	99,413.700	
		US TREASURY N/B 1.625% 2026/5/15	550,000.000	524,221.500	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	US TREASURY N/B 2.875% 2046/11/15	60,000.000	60,208.800	
		US TREASURY N/B 1.375% 2023/8/31	170,000.000	164,262.500	
		US TREASURY N/B 2.25% 2046/8/15	30,000.000	26,367.300	
		US TREASURY N/B 6.125% 2027/11/15	178,000.000	240,926.560	
	アメリカドル　小計		27,347,000.000	28,102,632.670 (3,103,373,726)	
	イギリスポンド	TREASURY 4.25% 2032/6/7	10,000.000	13,550.000	
		TREASURY 4.25% 2046/12/7	165,000.000	254,496.000	
		TREASURY 4.25% 2027/12/7	70,000.000	90,640.200	
		UK TSY I/L GILT 4.5% 2034/9/7	38,000.000	53,950.120	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2036/3/7	193,000.000	270,132.450	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	11,000.000	16,906.340	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2049/12/7	214,000.000	342,001.960	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2039/9/7	180,000.000	259,227.000	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2040/12/7	27,000.000	39,360.330	
		UNITED KINGDOM GILT 2.25% 2023/9/7	205,000.000	223,870.250	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/1/22	98,000.000	126,002.520	
		UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/7/22	64,000.000	64,588.800	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2068/7/22	56,000.000	91,042.560	
		UNITED KINGDOM GILT 0.5% 2022/7/22	371,000.000	369,623.590	
		UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2027/7/22	128,000.000	127,904.000	
		UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2019/7/22	112,000.000	115,281.600	
		UNITED KINGDOM GILT 2% 2020/7/22	258,000.000	270,977.400	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/1/22	117,000.000	157,740.570	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2021/1/22	296,000.000	307,570.640	
		UNITED KINGDOM GILT 2.5% 2065/7/22	147,000.000	187,198.620	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2026/7/22	46,000.000	47,569.520	
	イギリスポンド　小計		2,806,000.000	3,429,634.470 (500,383,669)	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 5.25% 2019/3/15	217,000.000	229,293.050	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 5.75% 2021/5/15	164,000.000	186,003.880	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 5.5% 2023/4/21	130,000.000	152,180.600	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 5.75% 2022/7/15	45,000.000	52,453.350	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2024/4/21	177,000.000	180,331.140	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2029/4/21	274,000.000	285,749.120	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2018/10/21	70,000.000	71,346.100	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2026/4/21	199,000.000	224,016.290	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2019/10/21	59,000.000	60,193.570	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2037/4/21	153,000.000	163,840.050	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2020/11/21	140,000.000	138,903.800	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2035/6/21	22,000.000	20,708.380	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/3/21	35,000.000	31,368.750	
	オーストラリアドル　小計		1,685,000.000	1,796,388.080 (157,974,368)	
	カナダドル	CANADA-GOV'T 4% 2041/6/1	49,000.000	63,061.040	
		CANADA-GOV'T 5.75% 2029/6/1	87,000.000	120,220.950	
		CANADA-GOV'T 8% 2027/6/1	101,000.000	155,383.450	
		CANADIAN GOVERNMENT 5% 2037/6/1	97,000.000	137,590.620	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 2033/6/1	8,000.000	11,725.520	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.75% 2019/6/1	57,000.000	59,554.170	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2020/6/1	59,000.000	62,527.610	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2045/12/1	83,000.000	101,288.220	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/6/1	88,000.000	87,105.920	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.5% 2024/6/1	79,000.000	82,734.330	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.75% 2019/5/1	50,000.000	49,579.500	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2020/3/1	203,000.000	203,954.100	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/1	46,000.000	49,565.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.75% 2021/9/1	95,000.000	92,168.050	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.75% 2021/3/1	210,000.000	204,918.000	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.5% 2018/11/1	270,000.000	267,629.400	
	カナダドル　小計		1,582,000.000	1,749,005.880 (153,964,988)	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.125% 2022/9/1	28,000.000	29,965.600	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3% 2024/9/1	35,000.000	37,415.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.25% 2021/6/1	60,000.000	61,578.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.5% 2019/6/1	10,000.000	10,226.400	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.375% 2033/9/1	50,000.000	56,275.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.375% 2025/6/1	90,000.000	92,295.000	
	シンガポールドル　小計		273,000.000	287,755.000 (23,385,849)	
	スイスフラン	SWISS (GOVT) 4% 2023/2/11	95,000.000	118,094.500	
	スイスフラン　小計		95,000.000	118,094.500 (13,495,839)	
	スウェーデンクローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 3.5% 2022/6/1	770,000.000	899,236.800	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.5% 2025/5/12	910,000.000	1,047,746.700	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 5% 2020/12/1	200,000.000	235,648.000	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 1% 2026/11/12	310,000.000	317,957.700	
	スウェーデンクローナ　小計		2,190,000.000	2,500,589.200 (34,033,019)	
	デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4% 2019/11/15	540,000.000	596,851.200	
		DENMARK - BULLET 4.5% 2039/11/15	470,000.000	788,359.200	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 3% 2021/11/15	130,000.000	148,491.200	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/11/15	350,000.000	382,581.500	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/11/15	450,000.000	502,731.000	
	デンマーククローネ　小計		1,940,000.000	2,419,014.100 (42,429,507)	
	ノルウェークローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.75% 2021/5/25	400,000.000	441,808.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 2% 2023/5/24	450,000.000	468,837.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 3% 2024/3/14	260,000.000	286,842.400	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/3/13	130,000.000	132,529.800	
		NORWEGIAN GOV'T 4.5% 2019/5/22	70,000.000	74,837.700	
	ノルウェークローネ　小計		1,310,000.000	1,404,854.900 (19,569,629)	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 1.75% 2021/7/25	520,000.000	506,636.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 3.25% 2025/7/25	130,000.000	130,663.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2020/4/25	100,000.000	98,610.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 2% 2021/4/25	210,000.000	207,186.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2026/7/25	170,000.000	159,885.000	
		POLAND GOVT BOND 5.5% 2019/10/25	50,000.000	53,850.000	
		POLAND GOVT BOND 5.75% 2022/9/23	110,000.000	125,906.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.25% 2022/4/25	200,000.000	196,300.000	
	ポーランドズロチ　小計		1,490,000.000	1,479,036.000 (45,332,453)	
	マレーシアリンギット	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.892% 2027/3/15	200,000.000	194,796.000	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.48% 2023/3/15	390,000.000	382,356.000	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.654% 2019/10/31	70,000.000	70,417.900	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.8% 2023/8/17	600,000.000	592,692.000	
		MALAYSIAN GOV'T 5.248% 2028/9/15	120,000.000	130,669.200	
	マレーシアリンギット　小計		1,380,000.000	1,370,931.100 (35,315,185)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 10% 2024/12/5	1,600,000.000	1,896,080.000	
		MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20	300,000.000	389,865.000	
		MEXICAN BONOS 7.5% 2027/6/3	1,100,000.000	1,151,436.000	
		MEXICAN BONOS 6.5% 2021/6/10	800,000.000	793,280.000	
		MEXICAN BONOS 6.5% 2022/6/9	1,300,000.000	1,286,155.000	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2031/5/29	1,000,000.000	1,064,550.000	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2042/11/13	1,300,000.000	1,381,965.000	
		MEXICAN BONOS 5% 2019/12/11	1,800,000.000	1,731,690.000	
		MEXICANBONOS 8.5% 2018/12/13	400,000.000	407,820.000	
	メキシコペソ　小計		9,600,000.000	10,102,841.000 (62,334,529)	
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.65% 2022/4/20	55,000.000	65,104.050	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.8% 2062/1/26	15,000.000	24,981.900	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.15% 2044/6/20	15,000.000	20,682.000	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/10/20	12,000.000	13,297.200	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.65% 2024/10/21	68,000.000	74,971.360	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	56,000.000	56,955.360	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2021/9/28	227,000.000	270,291.170	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 2020/9/28	40,000.000	45,336.800	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2041/3/28	141,000.000	217,154.100	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4% 2032/3/28	120,000.000	167,199.600	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2019/9/28	62,000.000	66,759.740	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2023/6/22	25,000.000	28,270.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2022/9/28	50,000.000	61,334.500	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/6/22	10,000.000	10,410.400	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 2045/6/22	39,000.000	56,922.840	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.6% 2024/6/22	104,000.000	120,801.200	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2025/6/22	10,000.000	10,276.600	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2031/6/22	35,000.000	34,411.300	
		BELGIUM KINGDOM 4% 2022/3/28	55,000.000	65,865.250	
		BTPS 5.25% 2029/11/1	320,000.000	421,027.200	
		BUNDESOBLIGATION 0% 2021/4/9	40,000.000	40,719.600	
		BUNDESOBLIGATION 0% 2021/10/8	80,000.000	81,336.800	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4	39,000.000	59,905.560	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2028/7/4	277,000.000	401,456.100	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2018/7/4	312,000.000	326,283.360	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2040/7/4	54,000.000	94,492.440	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3% 2020/7/4	639,000.000	707,206.860	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2022/7/4	140,000.000	154,193.200	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2021/1/4	60,000.000	66,296.400	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2% 2022/1/4	65,000.000	71,890.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.25% 2021/7/4	170,000.000	195,010.400	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2044/7/4	170,000.000	220,338.700	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2023/2/15	350,000.000	382,760.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.5% 2026/2/15	70,000.000	71,375.500	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2% 2023/8/15	115,000.000	129,670.550	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/2/15	20,000.000	22,347.800	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2024/5/15	47,000.000	51,794.470	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1% 2025/8/15	44,000.000	46,858.680	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.25% 2027/2/15	132,000.000	129,840.480	
		BUONI POLIENNALI DEL 9% 2023/11/1	77,000.000	113,042.930	
		BUONI POLIENNALI DEL 7.25% 2026/11/1	124,000.000	180,643.200	
		BUONI POLIENNALI DEL 6.5% 2027/11/1	64,000.000	90,179.840	
		BUONI POLIENNALI DEL 5.75% 2033/2/1	50,000.000	70,443.500	
		BUONI POLIENNALI DEL 5% 2034/8/1	401,000.000	529,865.360	
		BUONI POLIENNALI DEL 4.5% 2019/3/1	167,000.000	179,525.000	
		BUONI POLIENNALI DEL 4.25% 2020/3/1	363,000.000	402,240.300	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 5.5% 2031/1/4	45,000.000	72,652.950	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 5.625% 2028/1/4	35,000.000	53,304.650	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 4.75% 2034/7/4	30,000.000	48,319.500	
		DEUTSCHLAND REP 3.25% 2042/7/4	179,000.000	260,423.520	
		DEUTSCHLAND REP 6.25% 2024/1/4	90,000.000	126,435.600	
		DEUTSCHLAND REP 6.5% 2027/7/4	80,000.000	127,480.800	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 3.5% 2021/4/15	55,000.000	62,942.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/7/4	13,000.000	16,947.320	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.625% 2022/9/15	50,000.000	54,506.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/4/15	22,000.000	23,917.080	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2023/9/15	44,000.000	43,779.560	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/4/15	100,000.000	100,131.000	
		FINNISH GOV'T 4% 2025/7/4	15,000.000	19,305.000	
		FINNISH GOV'T 4.375% 2019/7/4	23,000.000	25,217.430	
		FRANCE (GOVT OF) 3.75% 2021/4/25	150,000.000	173,106.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 6% 2025/10/25	40,000.000	58,160.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2019/4/25	32,000.000	34,691.200	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2055/4/25	35,000.000	55,668.200	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	360,000.000	453,369.600	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2018/4/25	75,000.000	77,505.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2018/10/25	180,000.000	190,701.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2060/4/25	120,000.000	195,604.800	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	176,000.000	280,258.880	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2020/4/25	70,000.000	77,704.900	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3% 2022/4/25	150,000.000	172,563.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2027/10/25	105,000.000	125,314.350	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/5/25	204,000.000	224,400.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/5/25	137,000.000	184,180.060	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0% 2021/5/25	220,000.000	222,574.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0.25% 2020/11/25	84,000.000	85,822.800	
		FRANCE O.A.T. 5.5% 2029/4/25	482,000.000	729,608.220	
		FRANCE O.A.T. 5.75% 2032/10/25	373,000.000	614,219.100	
		FRANCE O.A.T. 8.5% 2019/10/25	70,000.000	84,187.600	
		FRANCE O.A.T. 8.5% 2023/4/25	70,000.000	104,251.700	
		FRANCEGOVERNMENTBONDOAT 3.5% 2026/4/25	486,000.000	609,001.740	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/2/25	620,000.000	627,979.400	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2022/5/25	320,000.000	321,888.000	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2020/4/18	96,000.000	108,741.120	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 3.9% 2023/3/20	10,000.000	12,112.500	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 5.4% 2025/3/13	154,000.000	209,461.560	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2.4% 2030/5/15	72,000.000	81,871.200	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/2/18	10,000.000	10,304.200	
		IRISH GOVT 4.5% 2018/10/18	13,000.000	13,781.820	
		IRISH GOVT 5.9% 2019/10/18	21,000.000	23,941.050	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2020/2/1	182,000.000	202,220.200	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	138,000.000	184,162.380	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1	380,000.000	444,995.200	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2026/3/1	203,000.000	246,850.030	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	55,000.000	72,835.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2022/3/1	40,000.000	47,728.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2025/3/1	204,000.000	253,651.560	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2020/9/1	70,000.000	78,225.700	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.5% 2022/9/1	29,000.000	35,674.930	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.5% 2022/11/1	415,000.000	511,856.850	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2023/5/1	100,000.000	119,006.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/9/1	216,000.000	280,065.600	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2028/9/1	97,000.000	121,355.730	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2024/3/1	196,000.000	234,858.960	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.75% 2021/5/1	165,000.000	185,641.500	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2019/5/1	160,000.000	167,486.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2024/12/1	20,000.000	21,313.600	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.25% 2046/9/1	20,000.000	20,471.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.35% 2020/6/15	280,000.000	281,568.000	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.5% 2024/10/22	100,000.000	101,160.000	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/6/22	55,000.000	55,142.450	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/6/22	90,000.000	89,893.800	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.25% 2022/7/15	5,000.000	5,615.400	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2033/1/15	22,000.000	27,087.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/1/15	14,000.000	21,384.720	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/7/15	176,000.000	194,942.880	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2022/1/15	70,000.000	70,873.600	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.75% 2027/7/15	230,000.000	233,254.500	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/1/15	27,000.000	36,580.950	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/7/15	15,000.000	15,060.450	
		NETHERLANDS GOVT 3.75% 2042/1/15	93,000.000	143,770.560	
		NETHERLANDS GOVT 4% 2019/7/15	195,000.000	212,858.100	
		NETHERLANDS GOVT 5.5% 2028/1/15	88,000.000	132,000.000	
		NETHERLANDS GOVT 7.5% 2023/1/15	42,000.000	59,553.480	
		NETHERLANDSGOVERNMENTBOND 3.25% 2021/7/15	40,000.000	45,826.800	
		REP OF AUSTRIA 3.9% 2020/7/15	50,000.000	56,449.000	
		REP OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15	109,000.000	165,767.200	
		REP OF AUSTRIA 4.35% 2019/3/15	157,000.000	169,552.150	
		REP OF AUSTRIA 4.85% 2026/3/15	34,000.000	46,923.400	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2023/7/15	135,000.000	134,805.600	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/4/20	30,000.000	29,571.600	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	40,000.000	51,750.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.9% 2040/7/30	139,000.000	197,149.260	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.5% 2021/4/30	202,000.000	243,692.800	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.3% 2019/10/31	215,000.000	237,112.750	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.9% 2026/7/30	166,000.000	230,856.200	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4% 2020/4/30	384,000.000	428,163.840	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31	230,000.000	288,686.800	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2028/10/31	329,000.000	446,683.300	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	149,000.000	219,347.370	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.8% 2024/4/30	145,000.000	173,672.300	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/7/30	19,000.000	20,578.520	
		SPANISH GOV'T 4.65% 2025/7/30	355,000.000	452,067.650	
		SPANISH GOV'T 4.8% 2024/1/31	110,000.000	138,639.600	

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	SPANISH GOV'T 6% 2029/1/31	30,000.000	43,587.000	
	ユーロ　小計		18,505,000.000	22,580,133.980 (2,944,901,074)	
国債証券　合計				7,171,732,305 (7,171,732,305)	
合計				7,171,732,305 (7,171,732,305)	

（注）１　各種通貨毎の小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。
　　２　合計欄における(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
　　３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
南アフリカランド	国債証券　8銘柄	100.0%	0.5%
アメリカドル	国債証券　76銘柄	100.0%	43.2%
イギリスポンド	国債証券　21銘柄	100.0%	7.0%
オーストラリアドル	国債証券　13銘柄	100.0%	2.2%
カナダドル	国債証券　16銘柄	100.0%	2.1%
シンガポールドル	国債証券　6銘柄	100.0%	0.3%
スイスフラン	国債証券　1銘柄	100.0%	0.2%
スウェーデンクローナ	国債証券　4銘柄	100.0%	0.5%
デンマーククローネ	国債証券　5銘柄	100.0%	0.6%
ノルウェークローネ	国債証券　5銘柄	100.0%	0.3%
ポーランドズロチ	国債証券　8銘柄	100.0%	0.6%
マレーシアリンギット	国債証券　5銘柄	100.0%	0.5%
メキシコペソ	国債証券　9銘柄	100.0%	0.9%
ユーロ	国債証券　145銘柄	100.0%	41.1%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2017年７月末現在)

「i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）」

Ⅰ　資産総額	392,867,384円
Ⅱ　負債総額	3,739,440円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	389,127,944円
Ⅳ　発行済数量	353,794,581口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0999円

「i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）」

Ⅰ　資産総額	319,657,784円
Ⅱ　負債総額	2,210,406円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	317,447,378円
Ⅳ　発行済数量	275,985,663口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.1502円

(参考情報)

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	6,816,580,954円
Ⅱ　負債総額	44,780,806円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	6,771,800,148円
Ⅳ　発行済数量	5,727,101,346口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.1824円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

２　受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

３　投資者に対する特典

該当事項はありません。

４　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

５　受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

６　受益権の譲渡

①　投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

７　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

８　受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

９　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

①資本金　　2,435,000千円

②発行する株式の総数　　36,000株

③発行済株式の総数　　10,158株

④直近５ヵ年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

②運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2017年７月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	71本	941,568百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		65本	4,258,581百万円
合計		136本	5,200,148百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自平成28年1月1日　至平成28年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成２９年２月２４日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　星　知子

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中島紀子

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの第３０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成２８年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第29期 （平成27年12月31日現在）	第30期 （平成28年12月31日現在）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		14,514	12,415
立替金		6	49
前払費用		146	127
未収入金	※２	207	2
未収委託者報酬		1,077	1,163
未収運用受託報酬		2,742	2,771
未収収益	※２	1,467	1,192
繰延税金資産		882	845
関係会社短期貸付金	※２	130	－
その他流動資産		4	5
流動資産計		21,179	18,573
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	1,223	1,087
器具備品	※１	292	449
有形固定資産計		1,515	1,536
無形固定資産			
ソフトウエア		0	8
のれん		154	98
無形固定資産計		155	106
投資その他の資産			
投資有価証券		－	0
長期差入保証金		967	972
前払年金費用		409	501
長期前払費用		17	8
繰延税金資産		9	－
投資その他の資産計		1,404	1,483
固定資産計		3,075	3,127
資産合計		24,255	21,701

（単位：百万円）

		第29期 （平成27年12月31日現在）	第30期 （平成28年12月31日現在）
負債の部			
流動負債			
預り金		80	86
未払金	※２		
未払収益分配金		3	3
未払償還金		75	75
未払手数料		346	392
その他未払金		947	1,385
未払費用	※２	1,091	1,141
未払消費税等		238	52
未払法人税等		561	263
賞与引当金		1,875	1,884
役員賞与引当金		150	141
早期退職慰労引当金		7	37
流動負債計		5,377	5,465
固定負債			
退職給付引当金		53	60
資産除去債務		254	258
繰延税金負債		－	29
固定負債計		308	348
負債合計		5,685	5,813
純資産の部			
株主資本			
資本金		2,435	2,435
資本剰余金			
資本準備金		2,316	2,316
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,162	6,162
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		9,634	6,953
利益剰余金合計		9,971	7,290
株主資本合計		18,569	15,887
評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金		－	0
評価・換算差額等合計		－	0
純資産合計		18,569	15,887
負債・純資産合計		24,255	21,701

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第29期 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）	第30期 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
営業収益			
委託者報酬		4,339	3,977
運用受託報酬	※1	10,063	9,036
その他営業収益	※1	9,911	10,533
営業収益計		24,315	23,546
営業費用			
支払手数料		1,478	1,296
広告宣伝費		262	237
調査費			
調査費		398	383
委託調査費	※1	4,371	4,020
調査費計		4,770	4,404
委託計算費		124	114
営業雑経費			
通信費		61	53
印刷費		74	63
諸会費		27	31
営業雑経費計		163	148
営業費用計		6,799	6,201
一般管理費			
給料			
役員報酬		548	604
給料・手当		3,631	3,809
賞与		2,231	2,232
給料計		6,411	6,646
退職給付費用		227	256
福利厚生費		731	822
事務委託費	※1	1,954	2,216
交際費		54	51
寄付金		5	2
旅費交通費		208	241
租税公課		107	142
不動産賃借料		735	732
水道光熱費		75	64
固定資産減価償却費		214	229
のれん償却額		530	56
クライアント・リレーションシップ資産償却費		230	－
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		376	414
一般管理費計		11,869	11,881
営業利益		5,645	5,463

（単位：百万円）

	第29期 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）	第30期 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
営業外収益		
受取利息	6	3
為替差益	－	12
雑益	28	0
営業外収益計	34	16
営業外費用		
支払利息	－	0
有価証券売却損	－	0
為替差損	32	－
固定資産除却損	34	1
営業外費用計	66	1
経常利益	5,613	5,479
特別利益		
特別利益計	－	－
特別損失		
特別退職金	26	163
特別損失計	26	163
税引前当期純利益	5,586	5,315
法人税、住民税及び事業税	2,366	1,920
法人税等調整額	37	76
当期純利益	3,182	3,318

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	－	－	15,386
事業年度中の変動額											
当期純利益						3,182	3,182	3,182			3,182
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	3,182	3,182	3,182	－	－	3,182
平成27年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	－	－	18,569

第30期　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成28年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	－	－	18,569
事業年度中の変動額											
剰余金の配当						△6,000	△6,000	△6,000			△6,000
当期純利益						3,318	3,318	3,318			3,318
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△2,681	△2,681	△2,681	0	0	△2,681
平成28年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887

〔重要な会計方針〕

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2.　固定資産の減価償却方法

(1)　有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2)　無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金の計上方法

①　旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

②　確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③　確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3)　賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)　役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5)　早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4.　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)　連結納税制度の適用

前事業年度より、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成27年12月31日）	当事業年度 （平成28年12月31日）
建物附属設備	1,039　百万円	1,191　百万円
器具備品	649　百万円	717　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 （平成27年12月31日）	当事業年度 （平成28年12月31日）
未収入金	200　百万円	－　百万円
未収収益	379　百万円	484　百万円
短期貸付金	130　百万円	－　百万円
未払金	930　百万円	1,361　百万円
未払費用	201　百万円	173　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成27年12月31日）	当事業年度 （平成28年12月31日）
当座貸越極度額	1,000　百万円	1,000　百万円
借入実行残高	－	－
差引額	1,000　百万円	1,000　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）	当事業年度 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
その他営業収益	4,286　百万円	4,730　百万円
委託調査費	467　百万円	377　百万円
事務委託費	613　百万円	630　百万円
運用受託報酬	1　百万円	4　百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	－	－	10,158

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	－	－	10,158

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年9月8日取締役会決議	普通株式	6,000	590,667	平成28年9月9日	平成28年9月9日

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	14,514	14,514	－
(2)　未収委託者報酬	1,077	1,077	－
(3)　未収運用受託報酬	2,742	2,742	－
(4)　未収収益	1,467	1,467	－
(5)　長期差入保証金	967	959	△7
資産計	20,769	20,761	△7
(1)　未払手数料	346	346	－
(2)　未払費用	1,091	1,091	－
負債計	1,437	1,437	－

当事業年度　（平成28年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	12,415	12,415	－
(2)　未収委託者報酬	1,163	1,163	－
(3)　未収運用受託報酬	2,771	2,771	－
(4)　未収収益	1,192	1,192	－
(5)　長期差入保証金	972	969	△3
資産計	18,516	18,512	△3
(1)　未払手数料	392	392	－
(2)　未払費用	1,141	1,141	－
負債計	1,533	1,533	－

(注1)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負　債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)　金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	14,514	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	1,077	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	2,742	－	－	－
(4)　未収収益	1,467	－	－	－
(5)　長期差入保証金	－	907	48	11
合計	19,801	907	48	11

当事業年度（平成28年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	12,415	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	1,163	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	2,771	－	－	－
(4)　未収収益	1,192	－	－	－
(5)　長期差入保証金	－	907	53	11
合計	17,543	907	53	11

（有価証券関係）

前事業年度　（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）
退職給付債務の期首残高	1,587
勤務費用	223
利息費用	10
数理計算上の差異の発生額	10
退職給付の支払額	△171
退職給付債務の期末残高	1,661

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）
年金資産の期首残高	2,205
期待運用収益	24
数理計算上の差異の発生額	△9
事業主からの拠出額	256
退職給付の支払額	△171
年金資産の期末残高	2,304

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成27年12月31日）
積立型制度の退職給付債務	1,607
年金資産	△2,304
	△697
非積立型制度の退職給付債務	53
未積立退職給付債務	△643
未認識数理計算上の差異	261
未認識過去勤務費用	26
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△355
退職給付引当金	53
前払年金費用	△409
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△355

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）
勤務費用	223
利息費用	10
期待運用収益	△24
数理計算上の差異の費用処理額	△4
過去勤務費用の処理額	△41
確定給付制度に係る退職給付費用合計	164
特別退職金	26
合計	191

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 （平成27年12月31日）
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券70%、株式27%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.2%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円でありました。

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
退職給付債務の期首残高	1,661
勤務費用	250
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	△8
退職給付の支払額	△168
退職給付債務の期末残高	1,745

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
年金資産の期首残高	2,304
期待運用収益	27
数理計算上の差異の発生額	△56
事業主からの拠出額	274
退職給付の支払額	△168
年金資産の期末残高	2,381

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （平成28年12月31日）
積立型制度の退職給付債務	1,685
年金資産	△2,381
	△696
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	△635
未認識数理計算上の差異	174
未認識過去勤務費用	20
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△441
退職給付引当金	60
前払年金費用	△501
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△441

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
勤務費用	250
利息費用	11
期待運用収益	△27
数理計算上の差異の費用処理額	△6
過去勤務費用の処理額	△39
確定給付制度に係る退職給付費用合計	188
特別退職金	163
合計	351

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 （平成28年12月31日）
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
割引率	0.5%
長期期待運用収益率	0.8%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成27年12月31日）	当事業年度 （平成28年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	155	196
賞与引当金	619	581
資産除去債務	82	79
資産調整勘定	46	24
未払事業税	105	55
早期退職慰労引当金	2	11
退職給付引当金	17	18
有形固定資産	0	5
その他	15	9
繰延税金資産合計	1,046	983
繰延税金負債		
無形固定資産	－	－
退職給付引当金	△132	△153
資産除去債務に対応する除去費用	△21	△13
繰延税金負債合計	△153	△167
繰延税金資産の純額	892	815

（注）　前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成27年12月31日）	当事業年度 （平成28年12月31日）
流動資産－繰延税金資産	882	845
固定資産－繰延税金資産	9	－
固定負債－繰延税金負債	－	29

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6 %	33.1 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	3.3
損金不算入ののれん償却額	3.3	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.2	0.8
その他	△0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0 %	37.5 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.　当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.　当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	293	254
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	△42	-
期末残高	254	258

（セグメント情報等）

前事業年度（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,339	10,063	9,911	24,315

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,272	8,558	2,483	24,315

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,287	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,857	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,977	9,036	10,533	23,546

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,127	9,200	2,218	23,546

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,735	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,815	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)　財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	13,482百万米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	1	未収収益	379
							受入手数料	4,286		
							委託調査費	467	未払費用	201
							事務委託費	613		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	（被所有）直接100	株式の保有等	営業外収益	0	未収入金	200
									未収収益	0
									短期貸付金	130
									その他未払金	930

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	13,889百万米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	4	未収収益	484
							受入手数料	4,730		
							委託調査費	377	未払費用	173
							事務委託費	630		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	（被所有）直接100	株式の保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,361

(2)　財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

該当事項はありません。

(3)　財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,857	未収入金	3
							委託調査費	3	未収収益	736
							事務委託費	0	未払費用	1
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	1,723百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	543	未収収益	49
							委託調査費	1,449	未払費用	142
							事務委託費	74		

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,815	未収収益	267
							委託調査費	40	未払費用	3
							事務委託費	0		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	87百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	425	未収収益	35
							委託調査費	1,556	未払費用	135
							事務委託費	81		

（注）　1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2.　親会社に関する注記

(1)　親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）	当事業年度 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
１株当たり純資産額	1,828,038　円　62　銭	1,564,056　円　75　銭
１株当たり当期純利益金額	313,321　円　29　銭	326,685　円　49　銭

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日）	当事業年度 （自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日）
当期純利益　（百万円）	3,182	3,318
普通株主に帰属しない金額　（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益　（百万円）	3,182	3,318
普通株式の期中平均株式数　（株）	10,158	10,158

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自　平成28年1月1日　至平成28年12月31日）を対象としております。

【中間財務諸表】

１．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成29年1月1日　至平成29年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成２９年９月１日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　星　知子

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中島紀子

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの第３１期事業年度の中間会計期間（平成２９年１月１日から平成２９年６月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成２９年６月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２９年１月１日から平成２９年６月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1) 中間貸借対照表

（単位：百万円）

		中間会計期間末 （平成29年6月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	14,785
立替金		0
前払費用		175
未収入金		203
未収委託者報酬		1,353
未収運用受託報酬		1,927
未収収益		1,133
繰延税金資産		497
その他流動資産		26
流動資産計		20,103
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1	1,018
器具備品	※1	407
有形固定資産計		1,426
無形固定資産		
ソフトウエア		6
のれん		70
無形固定資産計		77
投資その他の資産		
投資有価証券		1
長期差入保証金		972
前払年金費用		543
長期前払費用		37
投資その他の資産計		1,554
固定資産計		3,057
資産合計		23,161

（単位：百万円）

	中間会計期間末 （平成29年6月30日）
負債の部	
流動負債	
預り金	101
未払金	
未払収益分配金	3
未払償還金	75
未払手数料	463
その他未払金	1,951
未払費用	922
未払消費税等	127
未払法人税等	232
前受収益	14
賞与引当金	930
役員賞与引当金	72
早期退職慰労引当金	64
為替予約	1
流動負債計	4,961
固定負債	
退職給付引当金	54
資産除去債務	260
繰延税金負債	52
固定負債計	367
負債合計	5,329
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,435
資本剰余金	
資本準備金	2,316
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,162
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,897
利益剰余金合計	9,234
株主資本合計	17,832
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	17,832
負債・純資産合計	23,161

(2) 中間損益計算書

（単位：百万円）

		中間会計期間 （自　平成29年1月1日 至　平成29年6月30日）
営業収益		
委託者報酬		2,339
運用受託報酬		4,356
その他営業収益		5,677
営業収益計		12,374
営業費用		
支払手数料		798
広告宣伝費		40
調査費		
調査費		194
委託調査費		2,023
調査費計		2,217
委託計算費		41
営業雑経費		
通信費		22
印刷費		11
諸会費		12
営業雑経費計		45
営業費用計		3,142
一般管理費		
給料		
役員報酬		235
給料・手当		1,956
賞与		1,208
給料計		3,401
退職給付費用		148
福利厚生費		427
事務委託費		1,194
交際費		28
寄付金		0
旅費交通費		131
租税公課		102
不動産賃借料		367
水道光熱費		30
固定資産減価償却費	※1	130
のれん償却額	※1	28
資産除去債務利息費用		1
諸経費		177
一般管理費計		6,169
営業利益		3,062

（単位：百万円）

	中間会計期間 （自　平成29年1月1日 至　平成29年6月30日）
営業外収益	
受取利息	0
雑益	0
営業外収益計	0
営業外費用	
為替差損	49
営業外費用計	49
経常利益	3,013
特別損失	
特別退職金	86
特別損失計	86
税引前中間純利益	2,926
法人税、住民税及び事業税	611
法人税等調整額	370
中間純利益	1,944

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間　（自　平成29年1月1日　至　平成29年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
						繰越利益剰余金					
平成29年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887
中間事業年度中の変動額											
中間純利益						1,944	1,944	1,944			1,944
株主資本以外の項目の中間事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
中間事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,944	1,944	1,944	0	0	1,944
平成29年6月30日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	8,897	9,234	17,832	0	0	17,832

注　記　事　項

（重要な会計方針）

項　目	中間会計期間 自　平成29年1月 1日 至　平成29年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

項　目	中間会計期間 自　平成29年1月 1日 至　平成29年6月30日
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金の計上方法 ① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 ② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。 ③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。 (3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（追加情報）

中間会計期間 自　平成29年1月 1日 至　平成29年6月30日
企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成28年３月28日 企業会計基準委員会）を当中間会計期間から適用しております。

（中間貸借対照表関係）

中間会計期間末 平成29年6月30日	
※1　有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	1,268百万円
器具備品	768百万円
※2　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	－
差引額	1,000百万円

（中間損益計算書関係）

中間会計期間 自　平成29年1月 1日 至　平成29年6月30日	
※1　減価償却実施額	
有形固定資産	128百万円
無形固定資産	29百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

中間会計期間
自　平成29年1月 1日
至　平成29年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	10,158	－	－	10,158
合計	10,158	－	－	10,158

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

中間会計期間
自　平成29年1月 1日
至　平成29年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。
投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。
デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。
営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。
営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

中間会計期間
自　平成29年1月 1日
至　平成29年6月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金・預金	14,785	14,785	－
② 未収委託者報酬	1,353	1,353	－
③ 未収運用受託報酬	1,927	1,927	－
④ 未収収益	1,133	1,133	－
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	－
⑥ 長期差入保証金	972	970	△2
資産計	20,173	20,171	△2
⑦ 未払手数料	463	463	－
⑧ 未払費用	922	922	－
負債計	1,386	1,386	－
⑨ デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	－
デリバティブ計	(1)	(1)	－

（注）

金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金・預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬及び④未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑤投資有価証券

投資有価証券は、投資信託であり、決算日の基準価格によっております。

⑥長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。

⑦未払手数料、⑧未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑨デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

（有価証券関係）

中間会計期間
自　平成29年1月 1日
至　平成29年6月30日

その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	1	1	0
合計		1	1	0

（資産除去債務関係）

中間会計期間
自　平成29年1月 1日
至　平成29年6月30日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	258 百万円
時の経過による調整額	1 百万円
中間会計期間末残高	260 百万円

（セグメント情報等）

中間会計期間
自　平成29年1月 1日
至　平成29年6月30日

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

①　製品及びサービスに関する情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	2,339	4,356	5,677	12,374

②　地域に関する情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
6,276	4,765	1,331	12,374

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

③　主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	2,381	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	1,565	投資運用業

（デリバティブ取引関係）

中間会計期間
自　平成29年1月 1日
至　平成29年6月30日

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連　（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	177	－	△1	△1
合計		177	－	△1	△1

（注）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（１株当たり情報）

中間会計期間
自　平成29年1月 1日
至　平成29年6月30日

１株当たり純資産額	1,755,478円35銭
１株当たり中間純利益	191,419円01銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	1,944百万円
１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,944百万円
期中平均株式数	10,158株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

５【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

追加型証券投資信託

i-mizuho 先進国債券インデックス
（為替ヘッジあり）

約　　款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託　i-mizuho先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）

－ 運用の基本方針 －

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、別に定める日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

（１）投資対象

先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託者の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行なう場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100％を超える場合があります。

④ 外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30％以下とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

⑤ 投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

３．収益分配方針

年１回の毎決算時（原則として８月２日。休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託　i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）

約　款

［信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託］

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

［信託の目的および金額］

第２条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

［信託の限度額］

第３条　委託者は、受託者と合意の上、金３兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

［信託期間］

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第１項から第２項、第50条第１項、第51条第１項および第53条第２項による信託契約終了の日までとします。

［受益権の取得申込の勧誘の種類］

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

［当初の受益者］

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

［受益権の分割および再分割］

第７条　委託者は、第２条に規定する信託によって生じた受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

［追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法］

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に

規定する借入有価証券を除きます。）を原則として法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

［信託日時の異なる受益権の内容］

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

［受益権の帰属と受益証券の不発行］

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

［受益権の設定に係る受託者の通知］

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

［受益権の申込単位および申込価額］

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の２に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第１項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、別に定める日のいずれかに該当する場合は、受益

権の取得申込の受付は行ないません。ただし、第44条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。

④　受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込価額は、原則として第39条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　第１項および第３項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

［受益権の譲渡に係る記載または記録］

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

［受益権の譲渡の対抗要件］

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

［投資の対象とする資産の種類］

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条に定めるものに限ります。）

３．金銭債権（１．および４．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

４．約束手形

［運用の指図範囲等］

第16条　委託者は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国債券インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引

受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額

とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託および次の各号に掲げるものを除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

１．取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

２．外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

⑧ 前項において親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

［利害関係人等との取引等］

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第30条および第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第30条および第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

［運用の基本方針］

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

［運用の権限委託］

第19条　第25条に規定する有価証券の貸付を行なう場合、委託者は、有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。

商　　号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.　(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

② 有価証券の貸付を行なう場合、委託者、前項の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50の率を乗じて得た金額を報酬として受取るものとします。当該報酬は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、前項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

④ 第２項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、当該報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

［投資する株式等の範囲］

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

［信用取引の指図範囲］

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

［先物取引等の運用指図および範囲］

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避す

るため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

［スワップ取引の運用指図および範囲］

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

［金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲］

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

［有価証券の貸付の指図および範囲］

第25条 委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

［公社債の空売りの指図および範囲］

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

［公社債の借入れの指図および範囲］

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

［外貨建資産への投資制限］

第28条 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

［特別の場合の外貨建有価証券への投資制限］

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

［外国為替予約の指図および範囲］

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

［信託業務の委託等］

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1．信託財産の保存に係る業務
2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3．委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

［混蔵寄託］

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

［信託財産の登記等および記載等の留保等］

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

［有価証券売却等の指図］

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

［再投資の指図］

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

［資金の借入れ］

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的と

して、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

［損益の帰属］

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

［受託者による資金の立替え］

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど個別にこれを定めます。

［信託の計算期間］

第39条 この信託の計算期間は、原則として毎年８月３日から翌年８月２日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成26年８月４日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

［信託財産に関する報告等］

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

［信託事務の諸経費および諸費用］

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下本条第２項の費用を含めて「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　委託者による信託財産の管理・運営に係る諸費用（信託財産の財務諸表の監査費用等ならびに当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。以下「諸費用」といいます。）について、委託者はその支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、当該諸費用については、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。当該諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用に計上するものとし、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

③　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限、固定率または固定金額を決定する、または信託の期中に変更することができます。

［信託報酬等の総額］

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の57の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

②　第１項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

［収益の分配方式］

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により

増加した受益権は、第10条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第47条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

［収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責］

第45条　受託者は、収益分配金については第44条第１項に規定する支払開始日および第44条第２項に規定する交付開始前までに、償還金については第44条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

［収益分配金および償還金の時効］

第46条　受益者が、収益分配金については第44条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

［信託の一部解約］

第47条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

②　前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　委託者が第３項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。

⑥　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑦　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑧　前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第４項の規定に準じて計算された価額とします。

［質権口記載又は記録の受益権の取り扱い］

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

［信託契約の解約］

第49条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前２項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

［信託契約に関する監督官庁の命令］

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

［委託者の登録取消等に伴う取扱い］

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項の書面決議が否決となる場合を除き、当

該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

［委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い］

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

［受託者の辞任および解任に伴う取扱い］

第53条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

［信託約款の変更等］

第54条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

［反対受益者の受益権買取請求の不適用］

第55条　この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する投資

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

［他の受益者の氏名等の開示の請求の制限］

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

［公告］

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

［運用報告書に記載すべき事項の提供］

第57条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者の運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

［信託約款に関する疑義の取扱い］

第58条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　第44条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第２条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引

の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第24条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成25年９月12日

委託者　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者　東京都中央区八重洲１丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

付表

１．運用の基本方針に規定する「別に定める日本を除く先進国の国債市場を代表する指数」とは、次のものをいいます。
シティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）

２．約款第 12 条第３項および第 47 条第２項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

追加型証券投資信託

ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド

約　　款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド

－ 運用の基本方針 －

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、別に定める日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

（１）投資対象

先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託者の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行なう場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100％を超える場合があります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30％以下とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

⑤ 投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

３．収益分配方針

年１回の毎決算時（原則として８月２日。休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド

約　款

［信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託］

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

［信託の目的および金額］

第２条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

［信託の限度額］

第３条　委託者は、受託者と合意の上、金３兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

［信託期間］

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第１項から第２項、第50条第１項、第51条第１項および第53条第２項による信託契約終了の日までとします。

［受益権の取得申込の勧誘の種類］

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

［当初の受益者］

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

［受益権の分割および再分割］

第７条　委託者は、第２条に規定する信託によって生じた受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

［追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法］

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に

規定する借入有価証券を除きます。）を原則として法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

［信託日時の異なる受益権の内容］

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

［受益権の帰属と受益証券の不発行］

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

［受益権の設定に係る受託者の通知］

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

［受益権の申込単位および申込価額］

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の２に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第１項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、別に定める日のいずれかに該当する場合は、受益

権の取得申込の受付は行ないません。ただし、第44条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。

④ 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込価額は、原則として第39条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 第１項および第３項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

［受益権の譲渡に係る記載または記録］

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

［受益権の譲渡の対抗要件］

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

［投資の対象とする資産の種類］

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券
２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条に定めるものに限ります。）
３．金銭債権（１．および４．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
４．約束手形

［運用の指図範囲等］

第16条 委託者は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国債券インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引

受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額

とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託および次の各号に掲げるものを除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

１．取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

２．外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

⑧ 前項において親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

［利害関係人等との取引等］

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第30条および第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第30条および第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

［運用の基本方針］

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

［運用の権限委託］

第19条　第25条に規定する有価証券の貸付を行なう場合、委託者は、有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。

商　　号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.　(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

② 有価証券の貸付を行なう場合、委託者、前項の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50の率を乗じて得た金額を報酬として受取るものとします。当該報酬は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、前項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

④ 第２項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、当該報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

［投資する株式等の範囲］

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

［信用取引の指図範囲］

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

［先物取引等の運用指図および範囲］

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避す

るため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

［スワップ取引の運用指図および範囲］

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

［金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲］

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

［有価証券の貸付の指図および範囲］

第25条 委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

［公社債の空売りの指図および範囲］

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

［公社債の借入れの指図および範囲］

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

［外貨建資産への投資制限］

第28条 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

［特別の場合の外貨建有価証券への投資制限］

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

［外国為替予約の指図および範囲］

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

［信託業務の委託等］

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

［混蔵寄託］

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

［信託財産の登記等および記載等の留保等］

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

［有価証券売却等の指図］

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

［再投資の指図］

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

［資金の借入れ］

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的と

して、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

［損益の帰属］

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

［受託者による資金の立替え］

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど個別にこれを定めます。

［信託の計算期間］

第39条 この信託の計算期間は、原則として毎年８月３日から翌年８月２日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成26年８月４日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

［信託財産に関する報告等］

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

［信託事務の諸経費および諸費用］

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下本条第２項の費用を含めて「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　委託者による信託財産の管理・運営に係る諸費用（信託財産の財務諸表の監査費用等ならびに当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。以下「諸費用」といいます。）について、委託者はその支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、当該諸費用については、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。当該諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用に計上するものとし、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

③　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限、固定率または固定金額を決定する、または信託の期中に変更することができます。

［信託報酬等の総額］

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の32.5の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

②　第１項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

［収益の分配方式］

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により

増加した受益権は、第10条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第47条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

［収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責］

第45条　受託者は、収益分配金については第44条第１項に規定する支払開始日および第44条第２項に規定する交付開始前までに、償還金については第44条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

［収益分配金および償還金の時効］

第46条　受益者が、収益分配金については第44条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

［信託の一部解約］

第47条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

②　前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　委託者が第３項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。

⑥　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑦　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑧　前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第４項の規定に準じて計算された価額とします。

［質権口記載又は記録の受益権の取り扱い］

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

［信託契約の解約］

第49条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前２項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

［信託契約に関する監督官庁の命令］

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

［委託者の登録取消等に伴う取扱い］

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項の書面決議が否決となる場合を除き、当

該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

［委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い］

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

［受託者の辞任および解任に伴う取扱い］

第53条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

［信託約款の変更等］

第54条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

［反対受益者の受益権買取請求の不適用］

第55条　この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する投資

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

［他の受益者の氏名等の開示の請求の制限］

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

［公告］

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

［運用報告書に記載すべき事項の提供］

第57条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者の運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

［信託約款に関する疑義の取扱い］

第58条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　第44条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第２条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引

の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第24条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成25年９月12日

委託者　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者　東京都中央区八重洲１丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

付表

１．運用の基本方針に規定する「別に定める日本を除く先進国の国債市場を代表する指数」とは、次のものをいいます。
シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

２．約款第 12 条第３項および第 47 条第２項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

親投資信託

先進国債券インデックス・マザーファンド

約　　款

ブラックロック・ジャパン株式会社

親投資信託　　先進国債券インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、別に定める日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

（１）投資対象

日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託者の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行なう場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100％を超える場合があります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30％以下とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

親投資信託　　先進国債券インデックス・マザーファンド

約　款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第２条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

[信託金の限度額]

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項および第２項、第45条第１項、第46条第１項および第48条第２項による信託契約終了の日までとします。

[受益証券の取得申込みの勧誘の種類]

第５条　この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

[受益者]

第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするブラックロック・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

[受益権の分割および再分割]

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

[追加信託金の計算方法]

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第９条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出]

第10条 委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨ 第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

[受益証券の発行についての受託者の認証]

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

[投資の対象とする資産の種類]

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第19条から第21条に定めるものに限ります。）

３．金銭債権（１．および４．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

４．約束手形

［運用の指図範囲等］

第13条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（次の各号に掲げるものを除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

１．取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの
２．外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

［利害関係人等との取引等］

第14条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第24条、第27条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第24条、第27条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

［運用の基本方針］

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

［運用の権限委託］

第16条　第22条に規定する有価証券の貸付を行なう場合、委託者は、有価証券の貸付の指図に関する権限の全部

または一部を次の者に委託します。

商　　号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

② 有価証券の貸付を行なう場合、委託者、前項の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50の率を乗じて得た金額を報酬として受取るものとします。当該報酬は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、前項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

④ 第２項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、当該報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[投資する株式等の範囲]

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[信用取引の指図範囲]

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図および範囲]

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

［スワップ取引の運用指図および範囲］

第20条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

［金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲］

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

［有価証券の貸付の指図および範囲］

第22条　委託者（第16条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

３．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

［公社債の空売りの指図および範囲］

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なう

ものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

［公社債の借入れの指図および範囲］

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

［外貨建資産への投資制限］

第25条　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

［特別の場合の外貨建有価証券への投資制限］

第26条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

［外国為替予約の指図および範囲］

第27条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

［信託業務の委託等］

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者（第16条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

第29条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第30条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第31条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第32条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[損益の帰属]

第33条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第34条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど個別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第35条　この信託の計算期間は、原則として毎年８月３日から翌年８月２日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成26年８月４日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

[信託財産に関する報告等]

第36条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

[信託事務の諸費用]

第37条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

[信託報酬]

第38条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

[利益の留保]

第39条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第40条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

[信託の一部解約]

第41条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

[信託契約の解約]

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応

じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

[償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]

第43条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[償還金の支払い時期]

第44条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第45条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第46条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第２項に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第47条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第48条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第49条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第50条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付]

第51条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

[公告]

第52条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

[運用報告書の交付]

第53条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

［信託約款に関する疑義の取扱い］

第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第１条　第21条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第21条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第21条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成25年９月12日

委託者　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者　東京都中央区八重洲１丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

付表

1．運用の基本方針に規定する「別に定める日本を除く先進国の国債市場を代表する指数」とは、次のものをいいます。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）